

令和 3 年度

仙台市水防計画（案）

仙台市

目次

第1章	目的	1
第2章	仙台市地域防災計画との関係	1
第3章	用語の定義	1
第4章	水防組織	6
第1	市の水防組織	6
第2	洪水予報・水防・災害情報連絡会	7
第3	大規模氾濫時の減災対策協議会	7
第5章	重要水防箇所及びその重要度	8
第1	重要水防箇所	8
第2	準重要水防箇所	8
第6章	堰堤、水こう門等の操作及びダム管理	9
第1	国が管理する堰堤、水こう門及びダム	9
第2	宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム	10
第3	仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム	11
第7章	水防施設及び資材器具の整備	14
第1	資材器具の備蓄基準	14
第2	資材器具の現況	14
第3	資材器具の点検補充	14
第4	県の資材器具等の応援	15
第8章	河川の巡視	16
第9章	水位の観測	18
第1	量水標等観測者及び通報先	18
第2	水位通報の要領	19
第10章	指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報	20
第1	指定河川洪水予報	20
第2	洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報	21
第3	水防警報	21
第11章	避難情報の発令	24

第 1	避難情報の発令対象河川	24
第 2	避難情報の発令基準	24
第 3	氾濫危険水位等一覧	25
第 4	避難情報の発令範囲及び開設避難所	26
第 12 章	情報連絡	28
第 1	使用通信施設	28
第 2	通信連絡系統	28
第 3	市民に対する周知方法	34
第 13 章	出動及び水防活動	36
第 1	消防機関の出動及び水防活動	36
第 2	堤防異常報告、水防開始報告	36
第 3	水防優先通行標識	36
第 4	決壊、漏水等の通報	36
第 5	水防解除	37
第 14 章	関係機関との協力及び応援	38
第 1	隣接市町との応援協定	38
第 2	下流市への通報事項	38
第 3	国土交通大臣が行う特定緊急水防活動	38
第 4	河川管理者による水防のための活動への協力	38
第 15 章	費用負担及び公用負担	40
第 1	費用負担	40
第 2	人的公用負担	40
第 3	物的公用負担	40
第 16 章	公務災害補償等	41
第 17 章	水防活動実施状況報告	41
第 18 章	水防訓練	41

《附属資料》

- 1 仙台市水防協議会条例
- 2 仙台市水防協議会委員等名簿
- 3-1 重要水防箇所（東北地方整備局）
- 3-2 重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）
- 3-3 名取川重要水防区域図（東北地方整備局）
- 4-1 重要水防箇所（宮城県）
- 4-2 重要水防箇所評定基準（宮城県）
- 4-3 重要水防区域図（宮城県）
- 5-1 準重要水防区域（仙台市）
- 5-2 準重要水防区域図（水防倉庫等配置図）
- 6 水防資器材及び水防工具類の配置状況
- 7 消防機関の通信系統
- 8 仙台市防災行政用無線配置表
- 9 水防活動実施報告
- 10 非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）
- 11 消防団の非常配備基準及び非常配備時における活動要領（抜粋）
- 12 水防活動における堤防監視について
- 13 特別警報・警報・注意報の基準
- 14-1 指定河川洪水予報伝達様式（東北地方整備局）
- 14-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）
- 15 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県）
- 16-1 水防警報伝達様式（東北地方整備局）
- 16-2 水防警報伝達様式（宮城県）
- 17 異常洪水時防災操作等伝達様式（釜房ダム）
- 18 笹川樋門操作に関する情報（様式イ、様式ロ）
- 19 名取川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 20 広瀬川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 21 広瀬川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 22 七北田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 23 梅田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 24 砂押川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 25 旧笹川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 26 笹川洪水浸水想定区域図（東北地方整備局）
- 27 増田川洪水浸水想定区域図（宮城県）
- 28 仙台市内の洪水予報河川・水位周知河川図

第1章 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、仙台市域の河川、湖沼又は海岸等に係る水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、水防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 仙台市地域防災計画との関係

この計画は、仙台市地域防災計画に基づき、主として水災の防御活動について定めるものであり、この計画に定めのない災害対策に関する事項は、仙台市地域防災計画の定めるところによる。

第3章 用語の定義

この計画の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれのある場合や氾濫後の状況を基準地点の水位又は流量等を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

2 指定河川洪水予報

(1) 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う指定河川洪水予報

国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して行う予報をいう（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）。

(2) 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う指定河川洪水予報

都道府県知事が指定した洪水予報河川について、都道府県知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときに、水位又は流量を示して行う予報をいう（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）。

3 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、当該河川の水位が予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

4 水位到達情報

国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、予め定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位及び避難判断水位への到達情報並びに氾濫発生情報のことをいう。

5 水防警報

(1) 国土交通大臣が行う水防警報

国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのあるものとして指定した河川、湖沼又は海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条第1項）。

(2) 都道府県知事が行う水防警報

都道府県知事が、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、第16条第1項）。

6 水防活動用警報・注意報（附属資料13参照）

気象庁が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報をもって代える（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項、同法第14条の2第1項）。

7 大雨特別警報、大雨警報及び大雨注意報（附属資料13参照）

(1) 大雨特別警報とは、大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

(2) 大雨警報とは、大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

(3) 大雨注意報とは、大雨による災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）。

8 高潮特別警報、高潮警報及び高潮注意報（附属資料13参照）

(1) 高潮特別警報とは、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条の2第1項）。

(2) 高潮警報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第10条第1項、気象業務法第13条第1項）。

(3) 高潮注意報とは、台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生する

おそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。

9 津波特別警報、津波警報及び津波注意報（附属資料 13 参照）

- (1) 津波特別警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条の 2 第 1 項）。

なお、津波特別警報は、「大津波警報」の名称で発表する。

- (2) 津波警報とは、津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。
- (3) 津波注意報とは、津波により災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。

10 洪水警報及び洪水注意報（附属資料 13 参照）

- (1) 洪水警報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。
- (2) 洪水注意報とは、河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条第 1 項）。

11 避難情報

避難情報とは、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難をいう。

- (1) 緊急安全確保とは、災害が発生または切迫している状況で発令する情報であり、「立退き避難」を行うことがかえって危険であり、避難行動の変容を特に促したい場合に発令するものである。この段階で避難が完了していない居住者等は直ちに身の安全を確保するため、その時点での場所より相対的に安全な場所に移動する必要がある。
- (2) 避難指示とは、災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある場合に発令する情報である。
- (3) 高齢者等避難とは、高齢者や障害者など、避難に時間を要する人がいることを考慮し、災害が発生するおそれがある状況で発令する情報である。

12 水位

(1) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点毎に都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項）をいう。水防管理者（仙台市長）又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）

一般に水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項）をいう。量水標管理者は量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(3) 避難判断水位

災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は都道府県知事が定めた水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

(4) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(5) 計画高水位

堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量とダムなどの流量調節施設と組み合わせて算出された計画流量に基づき決定された水位（堤防が設計上耐えられる水位）をいう。

(6) 水位危険度レベル

洪水予報河川において、河川の水位に応じて設定されている、危険度を示すレベルをいう。

以下の 5 段階で設定されている。

レベル 1 : 水防団待機水位から氾濫注意水位まで。水防団が体制を整える段階。

レベル 2 : 氾濫注意水位から避難判断水位まで。氾濫の発生に対する注意を求める段階。

レベル 3 : 避難判断水位から氾濫危険水位まで。避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階。

レベル 4 : 氾濫危険水位から氾濫発生まで。いつ氾濫してもおかしくない状態であり、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階。

レベル5 : 氾濫の発生以降。氾濫水への警戒を求める段階。

13 重要水防箇所

国土交通大臣又は都道府県知事が指定する、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

14 準重要水防箇所

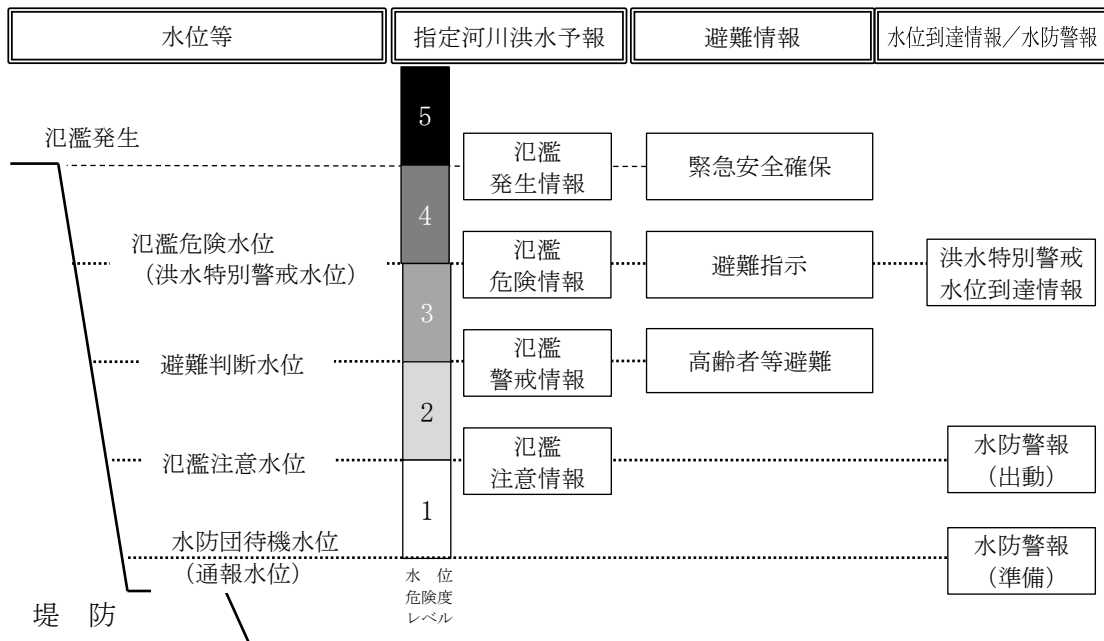
水防管理者（仙台市長）が指定する、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

15 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

なお、水防法等の一部を改正する法律（平成27年法律第22号）（以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の水防法第14条第1項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、改正法の施行の際、現に改正法第1条の規定による改正前の水防法第14条第1項の規定により指定されている浸水想定区域は、改正法による改正後の水防法第14条第1項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなすこととされている（平成27年法律第22号附則第2条第1項）。

《参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係》



注 指定河川洪水予報等の判断は、水位上昇予測等も考慮されることから、水位到達によって指定河川洪水予報等が発表されるものではない。

第4章 水防組織

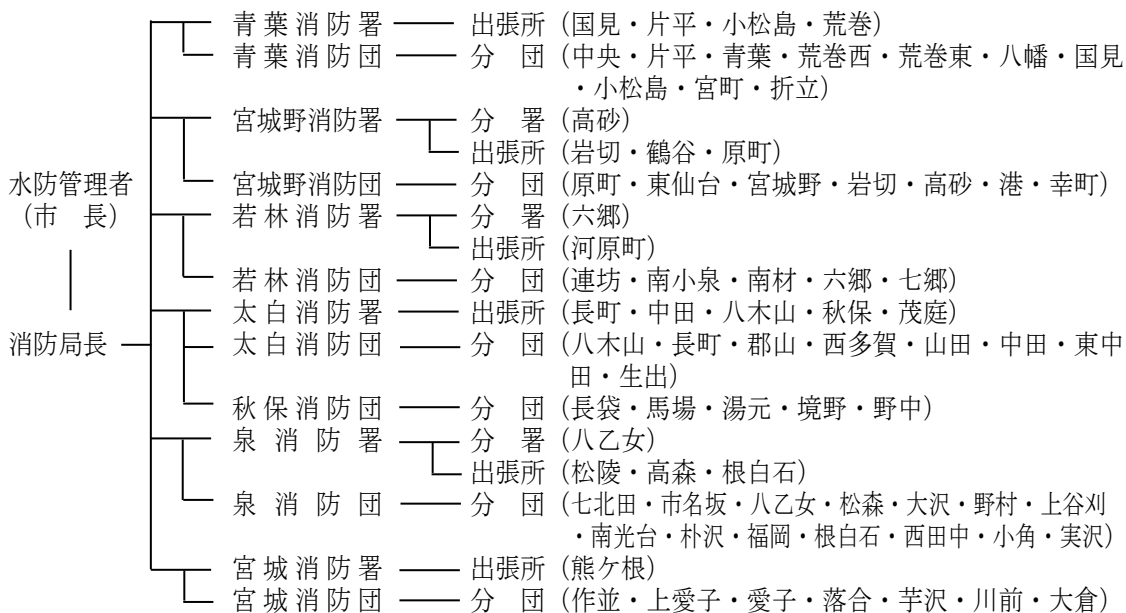
第1 市の水防組織

水防に関する実施機関及び任務分担等は次のとおりとする。ただし、仙台市災害対策本部又は災害警戒本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。

1 実施機関及び任務

担当局区等	任務	
水防管理者 (市長)	危機管理局	各局・区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達、災害対策本部の設置運営
	消防局	災害情報の収集伝達、被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用、警戒防御、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達
	経済局	用排水施設に関すること（ため池含む）
	建設局	排水施設の管理及び操作
		一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること
	区役所	災害情報の収集・伝達、区災害対策本部の設置・運営
	避難所担当課	避難所開設・運営

2 消防署・消防団の組織



3 水防活動従事者の安全確保

水防活動に従事する者は、自身に危険が及ぶ可能性が高いと判断したときは、安全確保を最優先に活動する。なお、安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に地域活動の状況に応じたものとする。

- (1) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (2) 水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

- (3) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (4) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (5) 水防活動時の安否確認を可能にするため、非常時でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (6) 水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (7) 水防活動時には、ライフジャケット等を着用する。
- (8) 出水期前に、安全確保のための研修を実施する。

第2 洪水予報・水防・災害情報連絡会

国、県及び関係機関は、「名取川・阿武隈川下流洪水予報・水防・災害情報連絡会」を通して、水防技術の向上や洪水予報、水防警報等の情報伝達の円滑化を図ることにより、水害の防止、軽減を図るものとする。

第3 大規模氾濫時の減災対策協議会

国、県、市町村及び関係機関は、その構成員となっている大規模氾濫時の減災対策協議会（法第15条の9第1項に規定する大規模氾濫減災協議会及び法第15条の10第1項に規定する都道府県大規模氾濫減災協議会）において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重し、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5章 重要水防箇所及びその重要度

第1 重要水防箇所

重要水防箇所は、河川法を適用する河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所として国又は県が指定した箇所であり、重要度A区間（水防上最も重要な区間）、重要度B区間（水防上重要な区間）及び要注意区間に分類される。

1 国土交通省東北地方整備局

国が指定した重要水防箇所は附属資料 3-1、3-3 のとおりである。

なお、重要水防箇所評定基準は附属資料 3-2 のとおりである。

2 宮城県

宮城県が指定した重要水防箇所は附属資料 4-1、4-3 のとおりである。

なお、重要水防箇所評定基準は附属資料 4-2 のとおりである。

第2 準重要水防箇所

準重要水防箇所は、重要水防箇所に準ずる箇所として仙台市が指定するものであり、附属資料 5-1、5-2 のとおりである。

第6章 堰堤、水こう門等の操作及びダム管理

堰堤、水こう門、排水機の管理、操作担当・連絡先及びダム管理は次のとおりであり、降雨状況、河川水位の変化等により必要な措置を講ずるものとする。

第1 国が管理する堰堤、水こう門及びダム

1 水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
名取川	笹川樋門	太白区袋原字北河原地内	旧笹川への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
名取川	閑上水門	名取市閑上字新町地内	中貞山運河への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
名取川	熊野堂排水樋管	名取市高館字熊野堂地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	土手合排水樋管	若林区日辺字宅地地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	三橋排水樋管	若林区沖野字河原地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	中河原排水樋管	若林区南小泉字中河原地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	松原第三排水樋管	若林区四丁目地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
広瀬川	広瀬川左岸排水樋管	若林区河原町二丁目地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	観音堂排水樋管	太白区大野田字観音堂地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	大野田排水樋管	太白区大野田字イコタ地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	伊古田排水樋管	太白区大野田字イコタ地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	下の内排水樋管	太白区富沢字下の内地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	山口(用)排水樋管	太白区富沢字山口地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	木流堀排水樋門	太白区富沢字宮崎地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813
新策川	八幡東排水樋管	太白区富沢字八幡東地内	雨水排水路への逆流防止	国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	304-1813

2 ダム

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	備考
碁石川	釜房ダム	柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6	農業用水、治水、発電、上水道、工業用水	国土交通省釜房ダム管理所	0224-84-2171~2	完成年：昭和45年 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-300)×0.407+300 能力：2日間の総雨量 381mm

第2 宮城県が管理する堰堤、水こう門及びダム

1 水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
梅田川	仙石水門	宮城野区仙石三丁目地内	高野川への逆流防止	宮城県仙台土木事務所	297-4172
南貞山運河	南水門	宮城野区蒲生字八郎兵エ谷地第二地内	南貞山運河への逆流防止	宮城県仙台土木事務所	297-4172

2 ダム

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先	備考
大倉川	大倉ダム	青葉区大倉字岩下地内	農業用水、治水、発電、上水道、工業用水	宮城県大倉ダム管理事務所 (仙台地方ダム総合事務所)	393-2211 (372-2103)	完成年：昭和37年 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-100)×0.4+100 計画雨量：380mm(1/100)
七北田川	七北田ダム	泉区福岡字蒜但木地内	農業用水、治水、上水道	宮城県七北田ダム管理事務所 (仙台地方ダム総合事務所)	379-3532 (372-2103)	完成年：昭和59年 洪水調節方式：自然調節式 (最大90m ³ /S) 計画雨量：351mm(1/100)
増田川	樽水ダム	名取市高館川上字長畑地内	治水、上水道	宮城県樽水ダム管理事務所 (仙台地方ダム総合事務所)	384-2226 (372-2103)	完成年：昭和51年 洪水調節方式：自然調節式 (最大40m ³ /S) 計画雨量：309mm(1/50)

第3 仙台市が管理する堰堤、水こう門、排水機及びダム

1 堰堤、水こう門

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
広瀬川	愛宕堰	若林区土樋一丁目 243-2 地先	農業用水の取水	仙台東土地改良区	288-5026
	郡山堰	太白区根岸町 15 地先	農業用水の取水	郡山水利組合	090-5188-9275
	松原第二排水樋管	若林区若林二丁目 7-76 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
	八本松第一排水樋管	太白区八本松一丁目 地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
名取川	木流堀取水口樋門	太白区高館熊野堂字 五反田地内	農業用水の取水	名取土地改良区	382-5211
	大村樋門	太白区中田二丁目 1-16 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
七北田川	北向堰	泉区福岡字岳山地内	農業用水の取水	北向堰水利組合	379-2277
	根白石大堰	泉区福岡字坂下地内	農業用水の取水	根白石大堰水利組合	379-2306
	新堰	泉区根白石字町東地内	農業用水の取水	仙台市泉土地改良区	372-0064
	今宮堰	泉区根白石字年川前 漆方地内	農業用水の取水		
	明神堰	泉区野村字明神地内	農業用水の取水		
	薄ヶ沢堰	泉区八乙女四丁目地内	農業用水の取水	仙台市岩切土地改良区	255-8254
	八沢樋管	泉区松森字太子堂地内	農業用水の取水		
	住吉樋管	泉区松森字長岫地内	農業用水の取水		
	砂押川排水樋門	泉区松森字岡本地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道北管理センター	373-0902
	鹿島堀排水樋門	泉区松森字館地内	雨水排水路への逆流防止		
	宝堰	泉区松森字堰場地内	農業用水の取水	宝堰加瀬溜井管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	368-1804
	霧蛇淵樋管	宮城野区岩切字千刈 田地内	農業用水(取水) 排水 雨水排水路への逆流防止		255-6951
	千刈田樋管	宮城野区岩切字千刈 田地内	農業用水(取水) 排水	経済局農林土木課	214-8268
	中野堰	多賀城市新田字西後 地内	農業用水の取水	仙台市高砂水利組合	258-0283
	鶴ヶ谷樋門	宮城野区鶴ヶ谷字崖 ノ上地内	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
	真美沢排水樋門	泉区八乙女中央四丁 目 14-20 地先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道北管理センター	373-0902
	伽藍堰	泉区松森字岡本前地内	農業用水の取水	仙台市泉土地改良区	372-0064
	洞ヶ沢雨水幹線排水樋門	泉区松森字堰堀 59 地 先	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道北管理センター	373-0902
	サメ堀排水樋門	泉区市名坂字高倉地 内	雨水排水路への逆流防止		
	七北田川第5号雨水幹線排水樋門	泉区市名坂字原田 102 地先	雨水排水路への逆流防止		

河川名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
梅田川	境堀樋管	宮城野区仙石 6 地先	農業用水(雨水)排水	経済局農林土木課	214-8268
	福田町樋門	宮城野区福田町二丁目 14-5・34-1	雨水排水路への逆流防止	建設局下水道南管理センター	746-5061
		宮城野区福田町二丁目 10-34・11-20	雨水排水路への逆流防止		
	扇町一丁目樋門	宮城野区扇町一丁目 5-4 地先	雨水排水路への逆流防止		
筑川	泉崎樋門	太白区大野田字イコタ 11-1 地先	雨水排水路への逆流防止		
貞山運河	井土浦川樋門	若林区井土字太夫野地先	農業用水排水及び防潮のため	仙台東土地改良区	288-5026
丸田沢溜池		泉区上谷刈赤坂四丁目他	——	建設局公園課	214-8395
洞ヶ沢堤		泉区松森戊亥沢地内	農業用水の貯水のため	仙台市泉土地改良区	372-0064
将監溜池		泉区将監 10 丁目地内(将監風致公園内/将監沼)	農業用水の貯水のため		

2 排水機

河川海名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
七北田川	七北田川原雨水ポンプ場	泉区八乙女中央三丁目 11-23 地先	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	蒲生雨水ポンプ場	宮城野区蒲生字町 86	内水(雨水)排除		
	鶴巻ポンプ場	宮城野区鶴巻一丁目 5-1	内水(雨水)排除		
梅田川	田子排水機場	宮城野区福住町 20-12	農地湛水排除 内水(雨水)排除	経済局農林土木課	214-8268
	新田東雨水ポンプ場	宮城野区新田東三丁目 1-30	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	扇町雨水ポンプ場	宮城野区扇町六丁目 6-1	内水(雨水)排除		
	苦竹ポンプ場	宮城野区苦竹二丁目 7-1	内水(雨水)排除		
	苦竹雨水ポンプ場	宮城野区苦竹二丁目 8-2	内水(雨水)排除		
	仙石排水ポンプ場	宮城野区仙石 17	内水(雨水)排除		

河川海名	名称	所在地	用途	管理者	連絡先
貞山運河	藤塚排水機場	若林区藤塚字土手外 14-5	農地湛水排除	仙台東土地改良区	288-5026
	二郷堀排水機場	若林区井土字子午沼国有林 88 林班	農地湛水排除		
	大堀排水機場	若林区荒浜字北丁 25-1	農地湛水排除		
	高砂南部排水機場	宮城野区蒲生字南中河原 9-1	農地湛水排除		
	井土浦川排水機場	若林区井土字太夫野地内	内水(雨水)排除	建設局河川課	214-8837
仙台港湾	北新田排水ポンプ場	宮城野区港三丁目 8-2	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	西原排水ポンプ場	宮城野区蒲生二丁目 1-4	内水(雨水)排除		
	中野雨水ポンプ場	宮城野区仙台港北二丁目 3-3	内水(雨水)排除		
	西原雨水ポンプ場	宮城野区港一丁目 1-7	内水(雨水)排除		
名取川	落合雨水ポンプ場	太白区袋原二丁目 16-15	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730
	今泉雨水ポンプ場	若林区今泉字上新田 94	内水(雨水)排除		
	庄松雨水ポンプ場	太白区東中田一丁目 10-18	内水(雨水)排除		
	郡山ポンプ場	太白区郡山字籠ノ瀬 19-5	内水(雨水)排除		
	東郡山雨水ポンプ場	太白区東郡山二丁目 31-25	内水(雨水)排除		
	長町第一ポンプ場	太白区大野田三丁目 11-66	内水(雨水)排除		
広瀬川	五ツ谷ポンプ場	若林区若林四丁目 8-8	内水(雨水)排除	建設局設備管理センター	288-8730

3 ダム

河川名	名称	所在地	用途	管理	連絡先	備考
青下川	青下第1ダム 青下第2ダム 青下第3ダム	青葉区大倉字大原新田地内	上水道	水道局国見浄水課中原浄水場	394-2507	洪水調節方式:自然越流式 その他:防災上危険のないダムとして分類されている。

第7章 水防施設及び資材器具の整備

第1 資材器具の備蓄基準

水防倉庫又は代用備蓄場の設置基準は、水防区域延長 2 キロメートルないし 4 キロメートルに対し 1 箇所割とし、資材器具の備蓄基準は次のとおりとする。なお、この基準は標準を示したものであり、過去の水害の経験から、適宜弾力的に対応するものとする。

資材器具 級別	ビニール袋 土のう袋	杉丸太（くい）			防水シート	鉄線	スコップ	掛矢	唐ぐわ	つるはし	おのこぎり	かま	縄	片手ハンマー	ペンチ
		3.6 m	2.7 m	1.8 m											
		末口 9cm													
A級倉庫 30.6 平方メートル程度	3,000 枚	50 本	80 本	210 本	60 枚	50 kg	20 丁	6 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	40 玉	5 丁	5 丁
B級倉庫 18.8 平方メートル程度	3,000 枚	20 本	30 本	90 本	50 枚	20 kg	20 丁	6 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	30 玉	5 丁	5 丁
C級倉庫 13.3 平方メートル程度	1,750 枚	10 本	20 本	40 本	40 枚	10 kg	20 丁	6 丁	5 丁	5 丁	5 丁	5 丁	15 玉	5 丁	5 丁

第2 資材器具の現況

資材器具の備蓄状況は、附属資料 6 のとおりである。

第3 資材器具の点検補充

資材器具の整備は、毎年これを点検し、補充するものとする。補充又は新規備蓄を行った場合は、その資材器具の品目・数量・価格等の購入調書を作成し、仙台土木事務所を経由し、県に提出するものとする。

また、備蓄資材器具等の不足に備え、あらかじめ取扱業者からの調達方法等について、調整しておくものとする。

第4 県の資材器具等の応援

県の資材器具等の応援を必要とする場合は、水防管理者から、当該資材器具の県保管者（土木事務所長）に要請するものとする。この場合は、次の理由並びに手続きによる。

- 1 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準にある必要な資材器具を整備するものとし、これを使用し更に補充の必要があるときは、法第28条〔公用負担〕の規定によるほか、必要に応じ、「水防資材器具応援申請書」を県保管者（土木事務所長）に提出し、承認を受ける。
- 2 県保管者から「水防資材器具出庫伝票」を受取り、受領済みの証として両者立会いのもと出庫伝票2通に記名押印し、各1通を保管する。

水防資材器具応援申請書	
1 使用場所	河川又は場所 何々市町村大字名
2 資材器具名	数量
令和 年 月 日	
仙台市長 事務取扱者	
印 印	
宮城県〇〇土木事務所長 殿	

----- 切り取り線 -----

水防資材器具出庫伝票	
1 申請者	仙台市長
2 事務取扱者	
3 使用場所	河川又は場所
4 数 量	資材器具名 数量
令和 年 月 日	
宮城県〇〇土木事務所 事務取扱者（職氏名）	
印 印	
仙台市長 殿	
上記の資器材を受領いたしました。	
令和 年 月 日	
仙台市長	
印	

第8章 河川の巡視

法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、次に定める巡視責任者が融雪期、梅雨期、台風期等の前など、随時区域内の河川等について行い、水防上危険であると認めた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求め、河川管理者（仙台河川国道事務所、仙台北土木事務所）に消防局警防課を通じ連絡するものとする。

また、巡視責任者は必要により河川管理者、建設局河川課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、その他関係機関の協力を得て合同で実施できるものとする。

河川名	巡視区間 から～まで（メートル）	巡視責任者	管轄消防団長
名取川 左岸	頭首工 富沢字松山・大野田字河島境	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
	富沢字松山・大野田字河島境 東北本線		
	東北本線 広瀬川合流点		
	広瀬川合流点 河口	若林消防署長 若林区長	若林消防団長
名取川 右岸	名取大橋高館熊野堂・仙台市太白区柳生字稲荷境 名取大橋	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
	名取大橋 名取市関上・仙台市太白区四郎丸字新川境		
広瀬川 左岸	宮沢橋 若林七丁目・沖野四丁目堺	若林消防署長 若林区長	若林消防団長
	若林七丁目・沖野四丁目境 名取川合流点		
	向山一丁目 越路・根岸境		
越路・根岸境 根岸・長町1丁目境			
根岸・長町1丁目境 名取川合流点			
広瀬川 両岸	澱橋 壺屋下	青葉消防署長 青葉区長	青葉消防団長
広瀬川 左岸	芋沢字新田 芋沢字大堀	宮城消防署長 宮城総合支所長	宮城消防団長
広瀬川 左岸	芋沢字大竹新田 合流点		
笹川 両岸	木流堀合流点 市営地下鉄線	太白消防署長 太白区長	太白消防団長
笹川 両岸	市営地下鉄線 名取川合流点		
旧笹川 両岸	笹川分水点 市営地下鉄線		
	市営地下鉄線 東北本線		
	東北本線 名取川合流点		

河川名	巡視区間 から～まで（メートル）	巡視責任者	管轄消防団長
井土浦川 両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点 3,000	若林消防署長 若林区長	若林消防団長
二郷堀 両岸	井土浦川合流点 貞山運河合流点 900		
二郷堀導 水路両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点 1,400		
貞山運河 両岸	名取川合流点 六郷・七郷境（二郷堀合流点） 4,000		
	六郷・七郷境（二郷堀合流点） 宮城野・若林区境 2,600		
貞山運河 両岸	宮城野・若林区境 蒲生 3,000	宮城野消防署長 宮城野区長	宮城野消防団長
七北田川 左岸	泉境 今市橋 1,700		
	今市橋 多賀城市境 1,450		
	多賀城市境 河口 5,400		
七北田川 右岸	泉境 今市橋 2,000		
七北田川 右岸	今市橋 高砂境 2,000		
	高砂境 河口 7,000		
梅田川 左岸	苦竹 福田橋 2,500		
	福田橋 七北田川合流点 2,000		
梅田川 右岸	苦竹 福田橋 2,500		
	福田橋 七北田川合流点 2,000		
梅田川 両岸	荒巻本沢 東北本線 4,300	青葉消防署長 青葉区長	青葉消防団長
	東北本線 苦竹 2,200	宮城野消防署長 宮城野区長	宮城野消防団長
七北田川 左岸	七北田橋 要害川合流点 1,100	泉消防署長 泉区長	泉消防団長
	要害川合流点 岩切境 1,900		
七北田川 右岸	七北田橋 岩切境 3,000		
七北田川 左岸	長命橋 赤生津大橋 2,000		
七北田川 右岸	長命橋 赤生津大橋 2,000		
	根白石町頭 根白石町尻道下 1,500		
七北田川 左岸	広瀬橋 実沢去田屋敷 2,500		
要害川 両岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵 2,000		

第9章 水位の観測

水位の観測は、宮城県河川流域情報システム（MIRAI）により行う。ただし、これによる観測ができない場合等においては、次により量水標等観測者が通報を行うものとする。

第1 量水標等観測者及び通報先

量水標等観測者は、水防管理者から水位通報の求めを受けたとき又は自ら宮城県河川流域情報システム（MIRAI）の観測データに異常を認めるときは、水位を監視する。なお、水防団待機水位（通報水位）を越えたときは、次表により、本章第2に基づき通報担当者が消防局（指令課）を通じ、災害対策本部又は災害警戒本部に通報するものとする。

表 1

量水標 (量水標管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考 (メートル)
名取川名取橋 (仙台河川国道事務所)	長町出張所 又は郡山分団・中田分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 11.8 既往最高水位 10.65
広瀬川広瀬橋 (仙台河川国道事務所)	河原町出張所 又は南材分団・長町分団	若林消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 6.77 既往最高水位 4.15
旧笹川北目橋 (仙台土木事務所)	長町出張所 又は郡山分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.4 既往最高水位—
笹川杉の下橋 (仙台河川国道事務所)	太白消防署 又は西多賀分団	消防局（指令課）へ	堤防高 15.2 既往最高水位—
七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署 又は市名坂分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 19.20 既往最高水位 18.58
七北田川小角 (仙台地方ダム総合事務所)	根白石出張所 又は小角分団	泉消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 4.7 既往最高水位—
梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署 又は東仙台分団	宮城野消防署を通じ 消防局（指令課）へ	堤防高 11.79 既往最高水位—

表 2

観測場所	観測テレメータ名 (管理者)	量水標等観測者 (通報担当者)	通報先	備考
名取川 茂庭字人来田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所 又は生出分団	太白消防署を通じ 消防局（指令課）へ	余方観測所のテレメータ等の情報をもとに観測し、随時通報先に通報すること。

備考 1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。氾濫注意水位（警戒水位）及び最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。

備考 2 表 2 は仙台市が定めるものであり、人来田地区にテレメータが無い場合、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を設定したものである。

第2 水位通報の要領

- 1 水防団待機水位（通報水位）に達したときは通報するものとし、以後水防団待機水位（通報水位）以下になるまで通報を続ける。
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、それぞれ通報する。
- 3 増水量は 30 センチメートル、減水量は 60 センチメートル毎に報告する。
- 4 最高水位は通報する。

第10章 指定河川洪水予報、洪水特別警戒水位到達情報及び水防警報

第1 指定河川洪水予報

1 対象河川及び水位

(1) 国土交通大臣が行う指定河川洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
名取川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで	名取橋
広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで	広瀬橋

(2) 都道府県知事が行う洪水予報

法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、宮城県土木部河川課と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川（洪水予報河川）とその区域及び基準観測所は次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで	市名坂

2 指定河川洪水予報の種類

指定河川洪水予報の種類は、洪水注意報と洪水警報の二種類とする。

3 指定河川洪水予報の概要

- (1) 氾濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。
- (2) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。
- (3) 氾濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。
- (4) 氾濫発生情報（洪水警報）は、予報区間において氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

第2 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

1 国土交通大臣が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
策川	左岸 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで	杉の下橋

2 知事が行う洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報

法第13条第2項の規定により、宮城県知事が洪水特別警戒水位到達情報の周知を行う河川（水位周知河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
増田川	左右岸 上町川合流点から 海まで	上増田
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋
旧策川	左右岸 策川からの分岐点から 名取川合流点まで	北目橋
七北田川	左右岸 馬橋から 赤生津大橋まで	小角
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹
砂押川	左右岸 多賀城市市川橋から 海まで	八幡橋

第3 水防警報

1 国土交通大臣が行う水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
名取川 幹川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで	名取橋
	右岸 名取市高館熊野堂字五反田48番2地先から海まで	閑上第二
名取川 支川 広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで	広瀬橋
名取川 支川 策川	左岸 仙台市太白区西多賀5丁目14番1地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで 右岸 仙台市太白区富田字八幡東33番3地先（唐松橋上流）から 幹川合流点まで	杉の下橋

2 知事が行う水防警報

法第 16 条の規定により、知事が水防警報を行う河川（水防警報河川）とその区域及び基準観測所は、次のとおりである。

河川名	区域	観測所名
名取川 支 川 広瀬川	左岸 愛宕橋から広瀬橋まで 右岸	広瀬橋
旧笹川	左岸 笹川からの分岐点から名取川合流点まで 右岸	北目橋
七北田川	左岸 赤生津大橋から海まで 右岸	市名坂
	左岸 馬橋から赤生津大橋まで 右岸	小角
梅田川	左岸 大田見橋から七北田川合流点まで 右岸	苦竹

3 水防警報の段階と行動内容

(1) 水防警報の段階は、次のとおりである。

段階	種別	行動内容
第 1 段階	準備	水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの。
第 2 段階	出動	消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。
第 3 段階	解除	水防活動の終了を通報するもの。

(2) 水防警報の発表基準は、次のとおりである。

① 国土交通大臣所管

河川名	観測所名	第 1 段階（準備）	第 2 段階（出動）	第 3 段階（解除）
名取川 幹 川	名取橋	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき
	関上第二			
名取川 支 川 広瀬川	広瀬橋			
名取川 支 川 笹 川	杉の下橋			

② 県知事所管

河川名	観測所名	第1段階（準備）	第2段階（出動）	第3段階（解除）
広瀬川※	広瀬橋	雨量を考慮し、量水標が水防団待機水位（通報水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	氾濫注意水位（警戒水位）を下がり水防作業の必要がなくなったとき
旧笹川	北目橋			
七北田川	市名坂			
	小角			
梅田川	苦竹			

※ 広瀬川において、第1段階（準備）及び第2段階（出動）は、国管理区間と同時に発表する。

4 水防警報発表及び受報機関とその措置

(1) 国土交通大臣所管

河川名	発表担当者	受報担当者	通報担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
名取川	仙台河川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	仙台土木事務所長	水防管理者（仙台市）	加入電話	各水防関係連絡先電話番号は第12章第2の9
広瀬川						
笹川						

① 仙台土木事務所長から警報事項の通知を受けた水防管理者は、第12章第2の3の通信連絡システムにより、直ちに警報区域の水防機関に通知するものとする。

② 水防警報を受理した水防管理者並びに水防実施機関は、警報段階に応じ、直ちに準備又は出動の措置をとるものとする。

(2) 県知事所管

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
広瀬川	仙台土木事務所長	水防管理者（仙台市）	加入電話及び防災無線	各水防関係連絡先電話番号は第12章第2の9
旧笹川				
七北田川				
梅田川				

第11章 避難情報の発令

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、災害対策基本法第 60 条に基づき、避難情報を発令すると共に、宮城県知事にその旨を通知するものとする。また、避難情報を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。

避難情報の発令に際しては、第 12 章第 3 による方法により市民に周知するものとする。

第1 避難情報の発令対象河川

避難情報の発令対象河川は、洪水浸水想定区域が本市域にかかる洪水予報河川及び水位周知河川を基本とする。

第2 避難情報の発令基準

仙台市地域防災計画に定める避難情報の発令基準は次のとおりである。

避難情報の種別	発令基準
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・基準観測所における水位が避難判断水位に達し、なお上昇のおそれがある場合・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表された場合・浸透・侵食による堤防の変状を発見した場合
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・基準観測所における水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合・氾濫危険情報（洪水警報）が発表された場合・浸透・侵食による堤防の異常な変状が確認された場合
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・氾濫が発生するおそれが高まった場合・異常な浸透・侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合・氾濫発生情報（洪水警報）が発表された場合・その他氾濫の発生が確認された場合

※ 堤防の浸透・侵食に係る情報の伝達については、「第 12 章 第 2 6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図」による。

第3 氾濫危険水位等一覧

(単位：m)

河川名	河川の位置付け				観測所名	所在地	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)	計画高 水位	0点高 (TP)	河川管理者	量水標管理者
	洪水予報	水位周知	水防警報	その他										
名取川	○		○		名取橋	仙台市太白区 大野田橋本	5.50	6.50	8.30	9.20	10.190	-0.50	国土交通省	仙台河川 国道事務所
			○		閑上第二	名取市 閑上字町	1.50	2.00	-	-	3.187	-0.20		
				○ ※1	余方	名取市 高館形熊野堂 字余方川端	2.50	5.00	5.12 ^{※1}	6.77 ^{※1}	-	24.37	宮城県	
増田川		○	○		上増田	名取市 飯野坂1	1.20	1.70	2.00	2.50	3.00	1.38	宮城県	仙台地方ダム 総合事務所
広瀬川 ^{※2}	○		○		広瀬橋	仙台市若林区 河原町2-15	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	9.93	国土交通省	仙台河川 国道事務所
		○		宮城県										
旧策川		○	○		北目橋	仙台市太白区郡山 字南上河原	2.70	2.70	2.90	3.10	-	1.69	宮城県	仙台土木事務所
策川		○	○		杉の下橋	仙台市太白区富沢	12.40	13.00	13.70	14.20	14.354	-0.43	国土交通省	仙台河川 国道事務所
七北田川 ^{※3}	○		○		市名坂	仙台市泉区 市名坂石止84-1	2.85 ^{※4} (3.35)	3.35 ^{※4} (4.00)	4.00 ^{※4} (4.30)	4.30 ^{※4} (4.50)	6.032	11.70	宮城県	仙台地方ダム 総合事務所
		○			小角	仙台市泉区実沢字 新坂沢3-2	1.65	1.90	2.20	2.40	-	40.68		
梅田川		○	○		苦竹	仙台市宮城野区 新田5	2.10	2.50	2.60	2.80	3.330	6.50		仙台土木事務所
砂押川		○	○		八幡橋	多賀城市 八幡3-4-7	1.10 ^{※4} (1.40)	1.40 ^{※4} (2.40)	2.40 ^{※4} (2.50)	2.50 ^{※4} (2.60)	3.213	-0.20		

※1 人來田地区を対象として、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに仙台市が設定したものである。

※2 上段は広瀬橋から名取川への合流点までの区間（国土交通省管理区間）、下段は愛宕橋から広瀬橋までの区間（宮城県管理区間）を対象としたものである。

※3 上段は赤生津大橋から海までの区間に係る水位を設定したものであり、下段は馬橋から赤生津大橋までの区間に係る水位を設定したものである。

※4 東北地方太平洋沖地震による被害からの復旧までの間、暫定的に引き下げて運用されている。なお、()内は復旧後の水位である。

第4 避難情報の発令範囲及び開設避難所

避難情報の発令範囲は、洪水浸水想定区域を基本とする。

洪水浸水想定区域は附属資料 19 から 27 のとおりである。

避難所の開設は、洪水浸水想定区域を含む区の指定避難所を開設する。ただし、青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内の指定避難所を除く。

1 避難情報の発令対象河川及び避難所開設対象区

避難情報の発令対象河川名及び避難所開設対象区は、次のとおりである。

河川名	対象区				
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
名取川		○	○	○	
増田川				○	
広瀬川	○	○	○	○	
旧笹川				○	
笹川				○	
七北田川 (下流部)		○	○		○
七北田川 (上流部)					○
梅田川		○			
砂押川		○			

2 区別指定避難所

区別の指定避難所一覧は、次のとおりである。

なお、避難所の選定は、被害状況により変更される場合があるので、必ずしもこの表に掲載された指定避難所とは限らない。洪水浸水想定区域内で 2 階以上への避難ができない指定避難所や、土砂災害警戒区域内に施設等がある指定避難所については、大雨時には開設しないこととする。

また、地域団体が初動で開設しないという意向を有する指定避難所については、一定の条件を満たせば初動から開設しないこととする。

詳細については、仙台市地域防災計画の共通附属資料のとおり。

対象区	対象指定避難所
青葉区	旭丘小学校、荒巻小学校、五橋中学校、折立小学校、折立中学校、片平丁小学校、上杉山中学校、上杉山通小学校、川平小学校、北仙台小学校、北仙台中学校、北六番丁小学校、国見小学校、五城中学校、小松島小学校、桜丘小学校、桜丘中学校、三条中学校、仙台高等学校、第一中学校、第二中学校、台原小学校、台原中学校、立町小学校、木町通小学校、通町小学校、中山小学校、中山中学校、八

	幡小学校、東二番丁小学校、東六番丁小学校
宮城野区	岩切小学校、岩切中学校、岡田小学校、幸町小学校、幸町中学校、幸町南小学校、新田小学校、仙台工業高等学校、仙台大志高等学校、高砂市民センター、高砂小学校、高砂中学校、田子小学校、田子中学校、榴岡小学校、燕沢小学校、鶴谷小学校、鶴谷中学校、鶴谷東小学校、鶴巻小学校、東華中学校、中野栄小学校、中野中学校、西山小学校、西山中学校、原町小学校、東仙台小学校、東仙台中学校、東宮城野小学校、福室小学校、柊江小学校、宮城野小学校、宮城野中学校、岩切東コミュニティ・センター
若林区	荒井小学校、荒町小学校、沖野小学校、沖野中学校、沖野東小学校、蒲町小学校、蒲町中学校、七郷小学校、七郷中学校、遠見塚小学校、八軒中学校、古城小学校、南小泉小学校、南小泉中学校、南材木町小学校、大和小学校、連坊小路小学校、六郷小学校、六郷中学校、若林小学校
太白区	芦口小学校、愛宕中学校、生出小学校、旧生出小学校赤石分校、生出中学校、大野田小学校、鹿野小学校、上野山小学校、旧坪沼小学校、郡山小学校、郡山中学校、金剛沢小学校、四郎丸小学校、太白小学校、富沢小学校、富沢中学校、中田小学校、中田中学校、長町小学校、長町中学校、長町南小学校、西多賀小学校、西多賀中学校、西中田小学校、八本松小学校、東四郎丸小学校、東長町小学校、人来田小学校、人来田中学校、袋原小学校、袋原中学校、向山小学校、茂庭台小学校、茂庭台中学校、八木山小学校、八木山中学校、八木山南小学校、柳生小学校、柳生中学校、山田中学校
泉区	泉ヶ丘小学校、泉松陵小学校、市名坂小学校、桂小学校、加茂小学校、加茂中学校、北中山小学校、黒松小学校、向陽台小学校、向陽台中学校、実沢小学校、将監小学校、将監中央小学校、将監中学校、将監西小学校、将監東中学校、松陵中学校、住吉台小学校、住吉台中学校、仙台商業高等学校、高森小学校、高森中学校、高森東小学校、長命ヶ丘小学校、長命ヶ丘中学校、鶴が丘小学校、鶴が丘中学校、寺岡小学校、寺岡中学校、七北田小学校、七北田中学校、南光台小学校、南光台中学校、南光台東小学校、南光台東中学校、虹の丘小学校、根白石小学校、根白石中学校、野村小学校、福岡小学校、松森小学校、南中山小学校、南中山中学校、八乙女小学校、八乙女中学校、館小学校、館中学校

※ の指定避難所は洪水浸水想定区域内にあるため、校舎 2 階以上（東長町小学校は、水深想定が 3.0m 以上であることから 3 階以上）への避難が必要である。

第12章 情報連絡

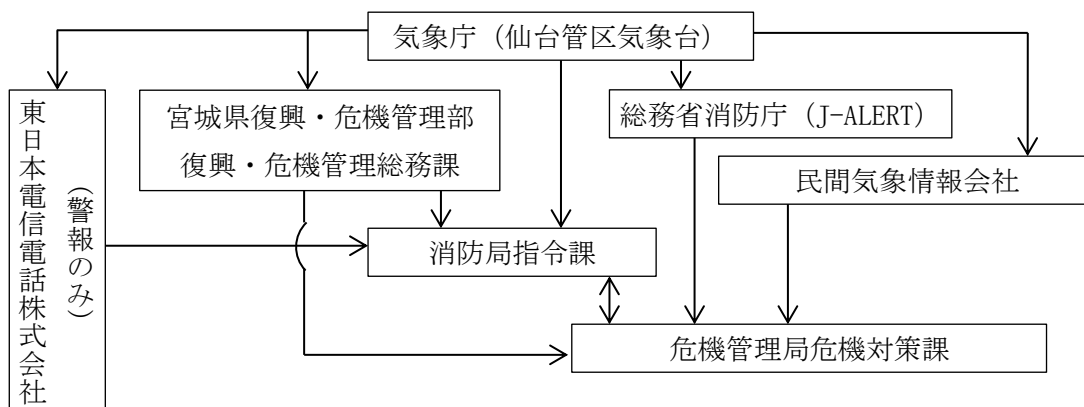
第1 使用通信施設

水害に関する情報及び水害応急措置に関する指揮命令の伝達等は、次の通信施設を有効に活用して行うものとする。

- 1 加入電話及び庁内電話
- 2 消防無線
- 3 市防災行政用無線
- 4 県防災行政用無線
- 5 Eメール
- 6 その他

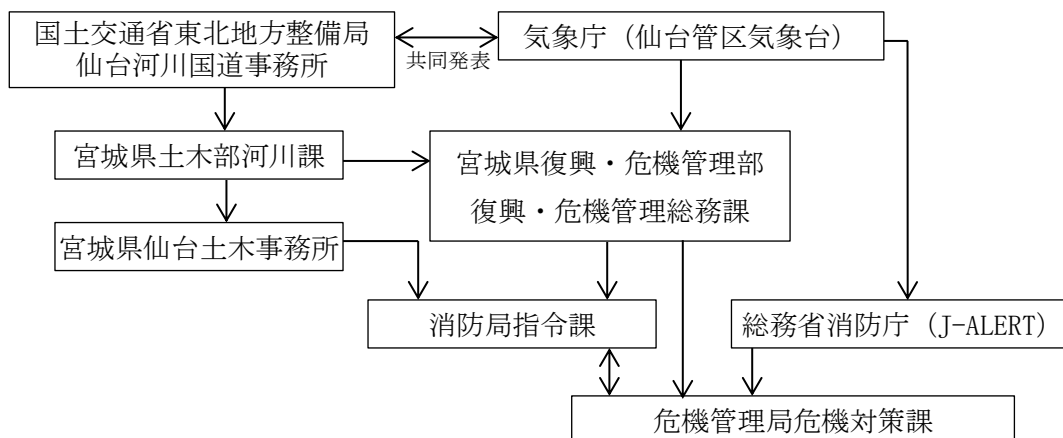
第2 通信連絡系統

- 1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



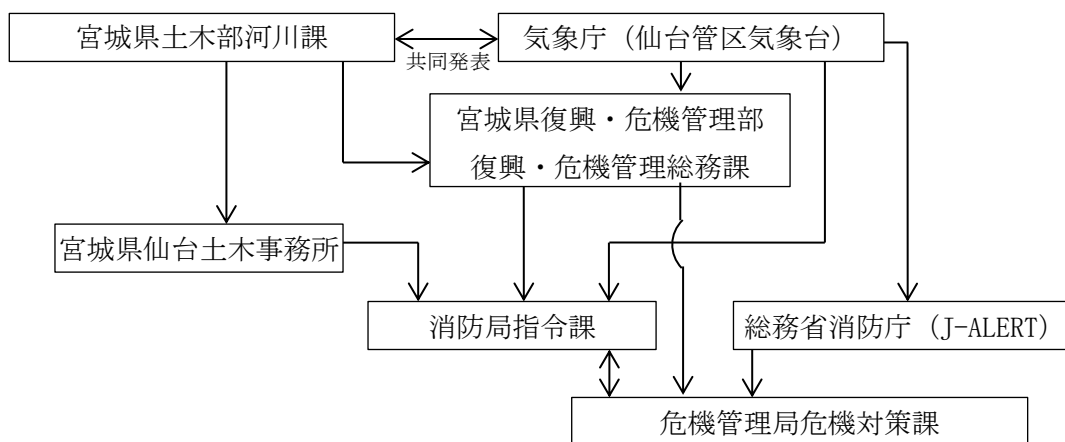
- 2 指定河川洪水予報伝達系統図

- (1) 指定河川洪水予報伝達系統図 (名取川・広瀬川)



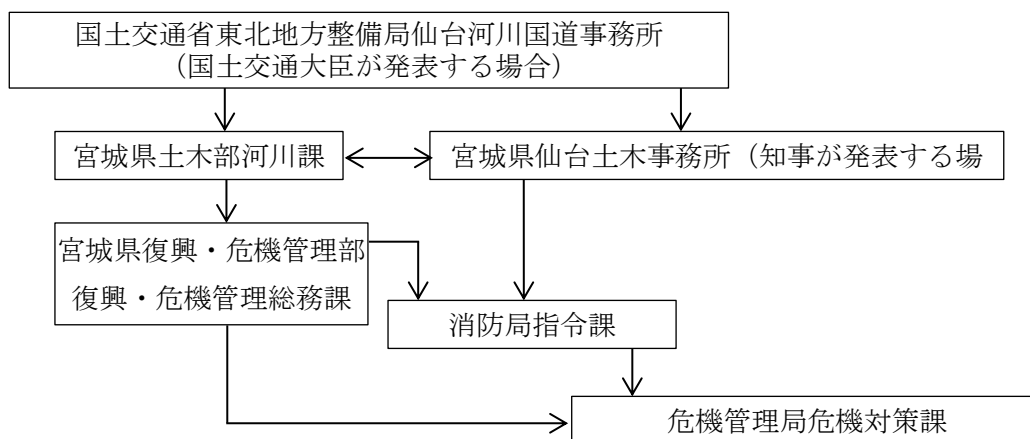
※ 附属資料 14-1 指定河川洪水予報伝達様式 (東北地方整備局) 参照

(2) 指定河川洪水予報伝達系統図（七北田川）



※ 附属資料 14-2 指定河川洪水予報伝達様式（宮城県） 参照

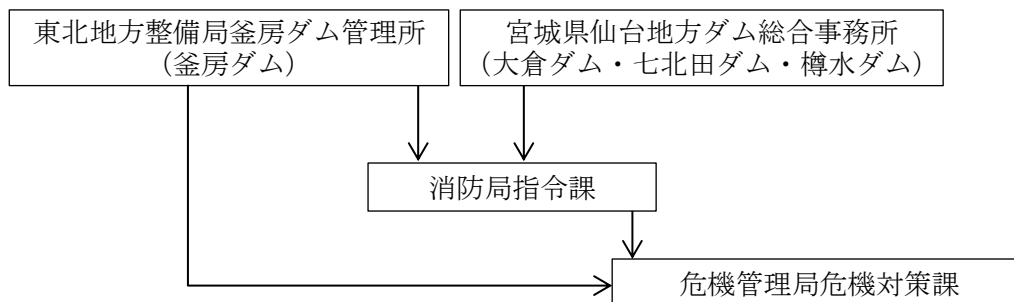
3 洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報及び水防警報の伝達系統図



※ 附属資料 15 洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県） 参照

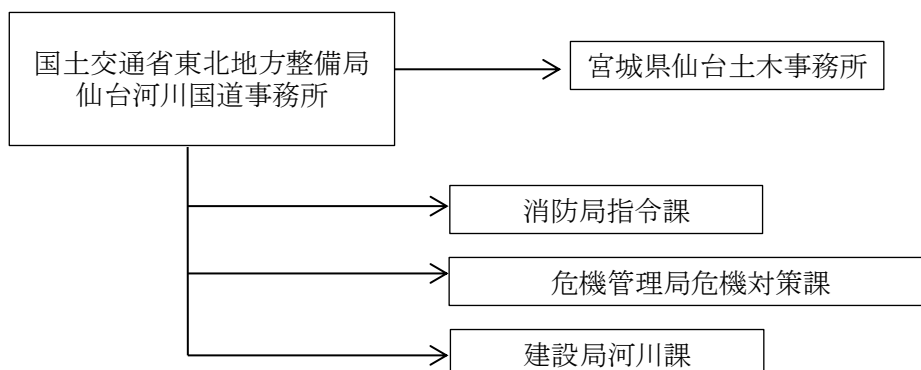
※ 附属資料 16-1、16-2 水防警報伝達様式 参照

4 ダム放流情報の伝達系統図



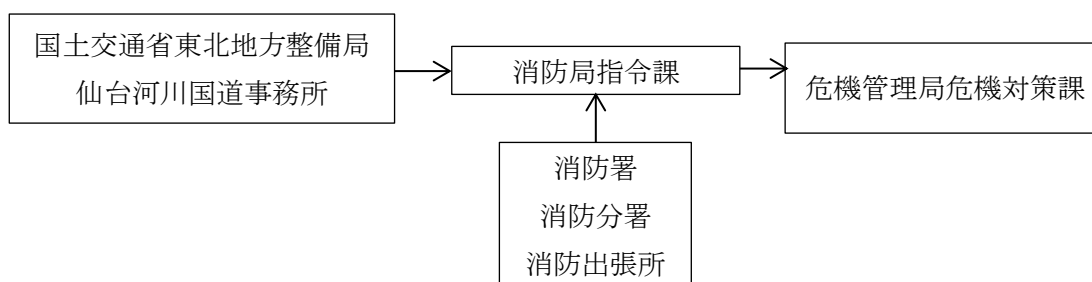
※ 附属資料 17 異常洪水時防災操作等伝達様式（釜房ダム） 参照

5 笹川樋門の開閉状況に関する情報伝達系統図



※ 情報伝達にあたっては、「附属資料 18 笹川樋門の開閉操作に関する情報(様式イ、様式ロ)」に定める様式を用いる。

6 堤防の浸透・侵食に係る情報伝達系統図



※ 監視にあたっては、「附属資料 12 水防活動における堤防監視について」を参照して行う。

7 各種システム等情報

種類	内容
<p>仙台市防災気象情報システム (民間気象情報) 〔システム管理機関〕 ・危機管理局(危機対策課) 〔情報閲覧可能部署〕 ・仙台市庁内 LAN 端末設置各課 公所</p>	<p>○観測雨量状況図 市内 18 か所(※)の雨量観測所の 10 分雨量、時間雨量及び連続雨量を地図上で表示</p> <p>○観測雨量日表(10 分) 市内 18 か所(※)の雨量観測所の 10 分雨量及び日積算雨量を表で表示</p> <p>○観測雨量日表(正時) 市内 18 か所(※)の雨量観測所の時間雨量及び日積算雨量を表で表示</p> <p>※ 仙台市、新川、泉ヶ岳、青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、太白消防署、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所、六郷分署、八木山出張所</p> <p>○アメダス情報 ○レーダーアメダス合成図 ○台風情報 ○ひまわり衛星画像 ○気象等注意報・警報 ○実況天気図 ○予想天気図 ○短期・週間予報 ○気象レーダー情報 ○局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) ○落雷情報</p>
<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理機関〕 ・宮城県復興・危機管理部 復興・危機管理総務課 〔端末設置部署等〕 ・危機管理局(危機対策課) (市役所本庁舎 2 階) ・災害情報センター (青葉区役所 4 階)</p>	<p>○気象警報・注意報(現況、履歴) ○指定河川洪水予報 ○土砂災害警戒情報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照時間、風向・風速等</p> <p>○河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 県内 195 か所(うち仙台市域 23 か所)の雨量を観測</p> <p>・水位情報 県内 200 か所(うち仙台市域で名取川 3 か所、広瀬川 5 か所、七北田川 5 か所、梅田川 2 か所、高野川 1 か所、大倉川 1 か所、旧笹川 1 か所、笹川 1 か所)の水位を観測。</p>
<p>市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省水管理・国土保全局 〔情報閲覧可能部署〕 ・危機管理局(危機対策課) ・消防局(指令課、若林消防署、太白消防署) ・建設局(総務課、下水道調整課、河川課)</p>	<p>○台風情報 ○レーダー雨量情報 ○テレメータ雨量情報 ○ダム関係情報 ○水質情報 ○海岸情報 ○警報等関連情報 ○水位情報</p>

仙台管区気象台ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報・注意報・早期注意情報（警報級の可能性）等 ○浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)、洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) ○ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） ○今後の雨（降水短時間予報） ○地震・津波・火山情報 ○天気予報・衛星画像 ○台風情報 ○観測データ ○過去データ検索 ○気象台からのコメント ○流域雨量指数の予測値※ <p>※ 現地情報（水位やカメラ映像、水防団からの報告等）とあわせて利用</p>
---------------	---

8 連絡先電話番号

(1) 水防関係機関

仙 台 管 区 気 象 台	297-8103	宮 城 県 警 察	221-7171
東 北 運 輸 局	299-8851	仙 台 中 央 警 察 署	222-7171
仙 台 河 川 国 道 事 務 所	304-1813	仙 台 南 警 察 署	246-7171
釜 房 ダ ム 管 理 所	0224-84-2171	仙 台 北 警 察 署	233-7171
宮 城 県 復 興 ・ 危 機 管 理 部 復 興 ・ 危 機 管 理 総 務 課	211-2375	仙 台 東 警 察 署	231-7171
宮 城 県 土 木 部 河 川 課	211-3172	泉 警 察 署	375-7171
宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所	297-4111	若 林 警 察 署	390-7171
宮 城 県 仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所	372-2103	名 取 市 役 所	384-2111
大 倉 ダ ム 管 理 事 務 所	393-2211	多 賀 城 市 役 所	368-1141
七 北 田 ダ ム 管 理 事 務 所	372-2927	東 日 本 電 信 電 話 (株) 宮 城 事 業 部	269-2248
(宮 城 県 仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 管 理 第 二 班)			
樽 水 ダ ム 管 理 事 務 所	372-2927		
(宮 城 県 仙 台 地 方 ダ ム 総 合 事 務 所 管 理 第 二 班)			

(2) 市役所

本 庁	健康福祉局総務課	214-8184	区 役 所	宮 城 野 区 役 所	291-2111
	経済局経済企画課	214-8255		高 砂 証 明 発 行 セ ン タ ー	258-1111
	都市整備局総務課	214-8286		岩 切 証 明 発 行 セ ン タ ー	255-8512
	建設局総務課	214-8366		若 林 区 役 所	282-1111
	危機管理局危機対策課	214-3049		六 郷 証 明 発 行 セ ン タ ー	289-2156
	教育局総務課	214-8856		七 郷 証 明 発 行 セ ン タ ー	288-5022
	水道局総務課	(代)249-2211		太 白 区 役 所	247-1111
	ガス局総務課	(代)256-2111		秋 保 総 合 支 所	399-2111
区 役 所	青 葉 区 役 所	225-7211	中 田 証 明 発 行 セ ン タ ー	241-1111	
	仙 台 駅 前 サ ー ビ ス セ ン タ ー	223-5265	生 出 証 明 発 行 セ ン タ ー	281-2111	
	宮 城 総 合 支 所	392-2111	泉 区 役 所	372-3111	
	吉 成 証 明 発 行 セ ン タ ー	279-1526	根 白 石 証 明 発 行 セ ン タ ー	379-2111	
			南 光 台 証 明 発 行 セ ン タ ー	252-2111	

(3) 消防機関

① 消防局署

消 防 局	234-1111	太 白 消 防 署	244-1119
青 葉 消 防 署	234-1121	長 町 出 張 所	248-9284
国 見 出 張 所	234-5241	中 田 出 張 所	241-1450

片平出張所	225-1050	八木山出張所	229-4639
小松島出張所	234-7266	秋保出張所	398-2632
荒巻出張所	278-5980	茂庭出張所	281-4789
宮城野消防署	284-9211	泉消防署	373-0119
高砂分署	258-0900	八乙女分署	776-0119
岩切出張所	255-8249	松陵出張所	372-9955
鶴谷出張所	251-1563	高森出張所	377-1252
原町出張所	256-5732	根白石出張所	376-8870
若林消防署	282-0119	宮城消防署	392-8119
六郷分署	289-4365	熊ヶ根出張所	393-2488
河原町出張所	215-0015	消防航空隊	0223-23-7850
		仙台市救急ステーション	308-5119
		仙台市中央救急出張所	295-7220

② 消防団

青葉	中央分団 片平分団 青葉分団 荒巻西分団 荒巻東分団 八幡分団 国見分団 小松島分団 小宮町分団 折立分団	青葉消防団本部 (青葉消防署内) 234-1121	泉	七北田分団 市名坂分団 八乙女分団 松森分団 大沢分団 野村分団 上谷刈分団 南光台分団 朴沢分団 福岡分団 根白石分団 西田中分団 小角分団 小実沢分団	泉消防団本部 (泉消防署内) 373-0119
宮城野	原町分団 東仙台分団 宮城野分団 岩切分団 高砂分団 港分団 幸町分団	宮城野消防団本部 (宮城野消防署内) 284-9211	宮城	作並分団 上愛子分団 愛子分団 落合分団 芋沢分団 川前分団 大倉分団	宮城消防団本部 (宮城消防署内) 392-8119
若林	連坊分団 南小泉分団 南材分団 六郷分団 七郷分団	若林消防団本部 (若林消防署内) 282-0119	秋保	長袋分団 馬場分団 湯元分団 境野分団 野中分団	秋保消防団本部 (秋保出張所内) 398-2632
太白	八木山分団 長町分団 郡山分団 西多賀分団 山田分団 中田分団 東中田分団 生出分団	太白消防団本部 (太白消防署内) 244-1119			

9 消防機関等の通信系統

消防機関等の通信系統は、附属資料7及び附属資料8のとおりとする。

第3 市民に対する周知方法

避難情報を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難情報の内容を迅速かつ的確に伝達して周知する。

1 高齢者等避難発令時の伝達手段

- (1) 報道機関への一斉FAX、災害情報共有システム（Lアラート）を通じたテレビ・ラジオ等からの情報提供
- (2) 通信事業者が提供する緊急速報メールによる情報配信
- (3) 杜の都防災Web、杜の都防災メール、市ホームページ、避難情報ウェブサイト及び市危機管理局ツイッターを活用した情報提供
- (4) 地域団体の会長等に対する対象区域内居住者への情報伝達の協力要請

※ 上記を補完するため、消防活動等に支障がない限り、努めて区役所の広報車及び消防車両による関係地域への巡回広報を行う。

2 避難指示・緊急安全確保発令時の伝達手段

前記(1)から(4)に加え、区役所の広報車両(及び消防車両)による関係地域への巡回広報

3 避難情報解除時の伝達手段

避難情報を解除した場合には、上記1.及び2.を準用し伝達を行う。また、避難指示・緊急安全確保を解除したときは、直ちにその旨を公示する。

4 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等への洪水予報等の情報伝達

- (1) 洪水予報等の伝達対象である要配慮者利用施設等（水防法第15条第1項第4号に規定する施設）は、「仙台市地域防災計画」及び「仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例（平成25年仙台市条例第47号）」において定める、洪水浸水想定区域内に所在する次の施設である。

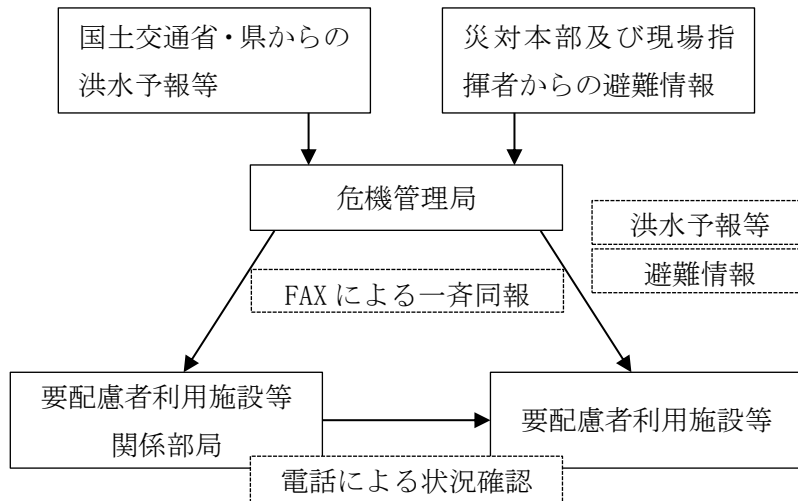
対象区分	定義
地下街等	<p>建築物の地階部分の用途が、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</p> <p>イ 地下街</p> <p>ロ 地下施設（消防法第8条第1項に基づく防火対象物） 主な用途としては、 劇場・映画館等、遊技場等、飲食店等、百貨店等、旅館・ホテル等、病院・診療所等、蒸気浴場等の不特定多数の者が利用する施設（複合用途を含む。）</p> <p>ハ 地下駅舎 （仙台市地域防災計画 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第7節 8.(1)ア地下街等）</p>
要配慮者利用施設	<p>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設。</p> <p>イ 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る）。</p> <p>ロ 老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）、障害福祉サービス事業所等</p> <p>ハ 幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校 （仙台市地域防災計画 風水害等災害対策編 第1部 第2章 第7節 8.(1)ア要配慮者利用施設）</p>

大規模な工場 その他の施設	工場、作業場又は倉庫で、延べ床面積が1万㎡以上のもの。 (仙台市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模を定める条例(平成25年条例第47号))
------------------	--

(2) 伝達する情報と伝達の範囲は、次のとおりとする。

情報区分	伝達範囲	伝達内容
洪水予報等	洪水予報河川又は水位周知河川の 浸水想定区域内にある対象施設に 伝達	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報(洪水予報河川) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達情報 (水位周知河川)
避難情報		高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(3) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



第13章 出動及び水防活動

第1 消防機関の出動及び水防活動

消防機関は、仙台市域において、気象状況その他により水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防御し又は水災による被害を軽減するために、「非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領」（平成19年3月30日消防局長決裁）及び「消防団非常配備基準及び非常配備時における活動要領」（令和2年6月3日消防局長決裁）（附属資料10、11）等の規定により出動し、自身の安全及び避難を優先して水防活動を行う。

第2 堤防異常報告、水防開始報告

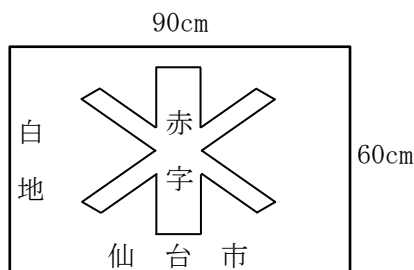
次の場合は直ちに、仙台土木事務所に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき
- 2 氾濫注意水位に達し、又はそれ以外に消防機関が出動したとき
- 3 水防作業を開始したとき

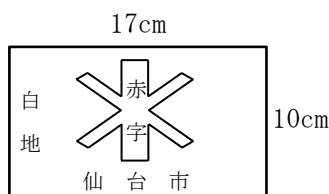
第3 水防優先通行標識

水防優先通行車両標識等は、次のとおりである。

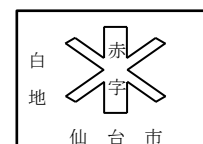
1 車両標識



2 腕章



3 標灯



備考 夜間における標灯の灯識は、赤色で「水」の文字を表示したもので、形状は適宜なものをを用いてよい。

第4 決壊、漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき又は浸透・侵食による漏水等、堤防に異常が発生したときは、法第25条により仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、又は氾濫する方向の関係隣接水防管理団体、地方出張所、警察署等に電話その他の方法にて連絡するものとする。

通 報 先	電話番号	通 報 先	電話番号
仙台河川国道事務所	304-1813	仙 台 中 央 警 察 署	222-7171

仙台土木事務所	297-4111	仙台南警察署	246-7171
通 報 先	電話番号	通 報 先	電話番号
仙台地方県事務所	275-9111	仙台北警察署	233-7171
名取市役所	384-2111	仙台東警察署	231-7171
多賀城市役所	368-1141	泉 警 察 署	375-7171
		若 林 警 察 署	390-7171

第5 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ水防警戒の必要がないと水防管理者が認め、水防解除を命じたときは、区役所・消防署・警察署の広報車両により関係地区の巡回広報による伝達、ラジオ・テレビ等により市民に周知するとともに、宮城県知事(仙台土木事務所経由)に報告するものとする。

【参考】 水防信号

水防信号(昭和24年宮城県規則第64号)は次のとおりである。

- 1 第1信号 警戒水位に達したことを知らせる
- 2 第2信号 水防団員および消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせる
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる

水防信号は、次表に定める区分及び方法に従って発する。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○——
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○——
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○—— 休 止 ○—— 休 止 ○——
第4信号	乱 打	約60秒 約5秒 約60秒 ○————— 休 止 ○—————

- 注意
- 1 信号は、適切な時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知するものとする。

第14章 関係機関との協力及び応援

第1 隣接市町との応援協定

名取川及び七北田川の防御に他市町から応援を受ける事態を考慮し、名取市及び多賀城市との応援出動について、「(仙台市隣接市町) 消防相互応援協定(昭和48年)」を締結している。

第2 下流市への通報事項

下流市である名取市、多賀城市で重要であると認められる事項については、特に通報事項として便宜を与えるものとする。

第3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

第4 河川管理者による水防のための活動への協力

- 1 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長は、可能な範囲で仙台市の水防活動に次の協力を行う。
 - (1) 河川に関する情報(名取川・広瀬川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供
 - (2) 策川樋門の開閉操作状況に関する情報の提供
 - (3) 旧策川内水対策における排水ポンプ車出動要請への対応
 - (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (5) 水防訓練等への参加
 - (6) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
 - (7) 人材が不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員(リエゾン)の派遣
 - (8) 水防活動の記録(大臣管理区間における河川巡視等による状況記録)及び広報
- 2 宮城県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、仙台市の水防活動に次の協力を行う(河川法第22条の2)。
 - (1) 河川に関する情報(増田川、広瀬川・旧策川・七北田川・梅田川・砂押川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供
 - (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
 - (3) 水防訓練等への参加
 - (4) 備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、宮城県の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供又は貸与

- 3 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長及び宮城県知事から、仙台市への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

情報の種類	情報提供の時期	伝達方法
水位	非常時（出水時）	電話、FAX、電子メール、※ ホットライン、※リエゾン （派遣時）※は国のみ
河川管理施設の操作状況 に関する情報	仙台市から問い合わせが あった場合	電話、FAX、電子メール
笹川樋門の開閉操作状況 に関する情報	笹川樋門の開閉操作開始 時等	電話、FAX
水防活動の記録	仙台市から問い合わせが あった場合	電話、FAX、電子メール

第15章 費用負担及び公用負担

第1 費用負担

- 1 本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。ただし、次に掲げる場合は、水防管理者相互において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。
 - (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
 - (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担
- 2 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、法第 43 条の 2 により国の負担とする。

第2 人的公用負担

水防管理者又は消防局長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、法第 24 条に基づき、居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3 物的公用負担

- 1 水防管理者又は消防局長は、水防のため緊急の必要があるときは、法第 28 条の規定に基づき、水防の現場において次に掲げる権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石・竹木その他の資材の使用及び収用
 - (3) 車両その他の運搬用機器の使用
 - (4) 工作物その他の障害物の処分
- 2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防局長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

公用負担命令権限証	
(職氏名)	
上の者に を委任したことを証明する。	の区域における水防法第 28 条第 1 項の規定の権限行使
令和 年 月 日	
仙台市長	印

- 3 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付してから、これをなすものとする。

ただし、災害の状況から公用負担命令書を交付するいとまがないときは、命令書を交付することなくこれをなすことができる。

公 用 負 担 命 令 書				
第 号	目的物 負担内容	種類 使用	数量	処分
令和 年 月 日				
				仙台市長 事務取扱者（職氏名） 印 印
		様		
----- 切り取り線 -----				
受 領 書				
第 号	公用負担命令書			
	上記受領しました。			
令和 年 月 日				（職氏名） 印
		様		

第16章 公務災害補償等

非常勤消防団員又は法第24条による水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被ったときは、仙台市消防団員等公務災害補償条例等で定めるところにより、損害を補償しなければならない（消防組織法第24条、第45条）。

第17章 水防活動実施状況報告

水防が終結したときは、消防署長は管内の状況を取りまとめ、附属資料9の様式により、3日以内に水防管理者（危機管理局危機対策課）に報告するものとする。水防管理者は、これを取りまとめ仙台土木事務所を経由して10日以内に知事に報告するものとする。

第18章 水防訓練

法第32条の2第1項の規定により出水期前に消防職員及び消防団員の技術向上と、住民の水防に関する意識を普及かん養するため消防署並びに消防団は、各機関と協力、連携して実践的工法訓練又は図上訓練計画を樹立し、水防訓練を行うものとする。

附 属 资 料

仙台市水防協議会条例

昭和25年7月1日

仙台市条例第30号

(設置等)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、本市に仙台市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会に関しては、水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 委員 若干人

第4条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 副会長及び委員(第6条及び第8条において「委員等」という。)は、関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。

(会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 関係行政機関の職員たる委員等の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員等の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第8条 会議は、委員等の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第9条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長がこれを命じ、若しくは委嘱し、又は免じ、若しくは解嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(費用弁償)

第10条 会長、副会長、委員、幹事又は書記に対しては、費用を弁償することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和25年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月7日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

仙台市水防協議会委員等名簿

役職	職名等	氏名
会長	仙台市長	郡 和子
副会長	仙台市副市長	高橋 新悦
副会長	〃 危機管理局長	木村 洋二
委員	仙台市議会議員	菊地 崇良
委員	〃	斎藤 範夫
委員	仙台管区気象台気象防災部長	鎌田 浩嗣
委員	東北運輸局総務部長	遠嶋 孝則
委員	東日本電信電話株式会社宮城事業部宮城支店設備部長	氏家 匠七
委員	東北地方整備局仙台河川国道事務所長	中尾 吉宏
委員	〃 釜房ダム管理所長	狩野 武志
委員	宮城県仙台土木事務所長	後藤 寿信
委員	〃 仙台地方ダム総合事務所長	巻 博之
委員	宮城県警察仙台市警察部長	佐藤 宏樹
委員	宮城県消防協会仙台地区支部長	玉川 金嘉
委員	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会会長	(6月上旬就任予定)
委員	仙台市消防局長	結城 由夫

役職	職名等	氏名
幹事	仙台管区気象台気象防災部予報課長	永山 隆治
幹事	東北地方整備局仙台河川国道事務所河川管理課長	関 浩明
幹事	宮城県仙台土木事務所技術主幹（河川砂防第一班長）	鈴木 典宏
幹事	〃 仙台土木事務所技術次長（河川砂防第二班長）	笹田 歩
幹事	〃 警察本部警備部警備課災害対策室長	北浦 智之
幹事	仙台市青葉消防団長	佐藤 茂吉
幹事	〃 宮城野消防団長	川嶋 松治
幹事	〃 若林消防団長	萱場 哲朗
幹事	〃 泉消防団長	赤間 信一
幹事	〃 宮城消防団長	澤口 政志
幹事	〃 秋保消防団長	太田 敏見
幹事	仙台市経済局農林部農林土木課長	鈴木 陽
幹事	〃 都市整備局建築宅地部開発調整課長	小野寺寿治
幹事	〃 建設局百年の杜推進部河川課長	伊藤 俊夫
幹事	〃 〃 下水道事業部下水道調整課長	加藤 公優
幹事	〃 〃 〃 下水道北管理センター所長	菅澤 利彦
幹事	〃 〃 〃 下水道南管理センター所長	小埜寺利昭
幹事	〃 青葉区まちづくり推進部区民生活課長	桂嶋 豊彦
幹事	〃 宮城野区まちづくり推進部区民生活課長	鎌田 洋志
幹事	〃 若林区まちづくり推進部区民生活課長	大場 剛典
幹事	〃 太白区まちづくり推進部区民生活課長	青田 隆雄
幹事	〃 泉区まちづくり推進部区民生活課長	大友 嘉章
幹事	〃 消防局青葉消防署長	及川 幸則
幹事	〃 〃 宮城野消防署長	阿部 和彦
幹事	〃 〃 若林消防署長	佐藤 広行
幹事	〃 〃 太白消防署長	佐藤 博幸
幹事	〃 〃 泉消防署長	熊谷 光晴
幹事	〃 〃 宮城消防署長	棟形 一陽
幹事	〃 〃 総務部総務課長	武藤 浩二
幹事	〃 〃 警防部警防課長	鈴木 一之
幹事	〃 〃 警防部指令課長	高橋 宗弘
幹事	〃 危機管理局参事	福來 勝
幹事	〃 危機管理局防災・減災部長	田脇 正一
幹事	〃 〃 危機管理部危機管理課長	原 孝行
幹事	〃 〃 危機管理部危機対策課長	佐々木朝一郎
幹事	〃 〃 防災・減災部防災計画課長	鈴木 智久
幹事	〃 〃 防災・減災部減災推進課長	長濱 俊伸

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和3年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	担当 分団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名 取 川	1.6 2.4 + 140	藤塚・日辺 左岸	漏水 S1		940 0			釜段工 月の輪工	閉上第二 名取橋	東北地方 整備局 仙 台 河 川 国 道 事 務 所	
	1.6 5.0	藤塚・日辺 左岸	堤防高 2		3,400 3,400			積土のう工	閉上第二 名取橋		
	1.6 + 0 2.2 + 100	日辺 左岸	堤防断面 3		567 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	2.4 + 140 3.3 + 40	日辺 左岸	漏水 S4		800 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	2.6 + 270 2.8 + 230	日辺 左岸	堤防断面 5		280 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	3.2 + 200 3.4 + 75	日辺 左岸	堤防断面 6		142 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	3.3 + 40 4.3 + 20	日辺 左岸	漏水 S7		780 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	3.8 + 95 4.4 + 55	日辺 左岸	堤防断面 8		368 0			シート張工 木流し工	名取橋		
	4.3 + 20 5.4 + 140	日辺 左岸	漏水 S9		1,220 140			釜段工 月の輪工	名取橋		
	5.0 5.4	日辺 左岸	堤防高 10		744 744			積土のう工	名取橋		
	5.6 6.8	郡山 左岸	堤防高 11		1,240 1,240			積土のう工	名取橋		
	6.8	郡山 左岸	工作物 12			1		釜段工 月の輪工	名取橋		
	7.0 7.4	郡山 左岸	堤防高 13		419 419			積土のう工	名取橋		
	7.6 7.8	郡山 左岸	堤防高 14		245 245			積土のう工	名取橋		
	7.8 + 50 8.0	郡山 左岸	漏水 15		90 90			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0 8.2	郡山 左岸	堤防高 16		180 180			積土のう工	名取橋		
	8.6 + 50 8.8	富田 左岸	漏水 17		135 0			釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.6 + 50 9.0 + 60	富田 左岸	漏水 S18		340 340			釜段工 月の輪工	名取橋		
	9.0 9.0 + 130	富田 左岸	漏水 19		130 70			釜段工 月の輪工	名取橋		
	10.2 + 90 10.4 + 70	富田 左岸	漏水 20		170 170			釜段工 月の輪工	名取橋		
	11.1 11.4	富田 左岸	漏水 S21		300 300			釜段工 月の輪工	名取橋		

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名及び左右岸別	評定種別及び図面番号	令和3年度評定				対策水防工法名	水防警報対象観測所	担当分団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名取川	2.4	関上(上)右岸	漏水 S24		600			釜段工月の輪工	名取橋	東中田中田	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
	3.0				0						
	2.8 + 40	関上(上)右岸	漏水 25		160			釜段工月の輪工	名取橋		
	3.0				0						
	4.8	中田右岸	堤防高 26		1,647			積土のう工	名取橋		
	6.6				1,647						
	6.0 + 80	上河原・中田 右岸	漏水 S27		1,110			釜段工月の輪工	名取橋		
	7.0 + 180				580						
	7.0 + 180	上河原・中田 右岸	漏水 S28		820			釜段工月の輪工	名取橋		
	8.0				420						
	7.2	中田右岸	堤防高 29		400			積土のう工	名取橋		
	7.4				400						
	7.8 + 130	中田・上河原 右岸	漏水 30		220			釜段工月の輪工	名取橋		
	8.0 + 140				0						
	8.0	上河原 右岸	法崩れすべり J31	300				シート張工 木流し工	名取橋		
8.3	300										
8.0	上河原 右岸	漏水 S32		780			釜段工月の輪工	名取橋			
8.6 + 180				780							
10.2 + 110	熊野堂 右岸	漏水 33		280			釜段工月の輪工	名取橋			
10.6				0							
10.2 + 110	熊野堂 右岸	漏水 S34		1,230			釜段工月の輪工	名取橋			
11.4 + 180				1,230							

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和3年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	担当 分団	指導官所	
				堤防(m)		工作物(箇所)						
				A	B	A	B					
広瀬川	0.0 1.4	若林 左岸	堤防高 35		1,396 1,396			積土のう工	広瀬橋	六郷	東北地方整備局 仙台河川 国道事務所	
	1.6 + 100 1.9 + 80	若林 左岸	漏水 S36		280 280			釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	1.8 + 90 2.0 + 40	若林 左岸	漏水 37		90 0			釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	1.9 + 80 3.2 + 150	若林 左岸	漏水 S38		1,370 1,200			釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	2.0 + 70 2.2	若林 左岸	堤防高 39		170 170			積土のう工	広瀬橋			
	2.2 + 9	若林 左岸	工作物 40			1		釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	2.4 + 140 2.6 + 70	若林 左岸	漏水 41		120 120			釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	2.6 + 61	若林 左岸	工作物 42			1		釜段工 月の輪工	広瀬橋			
	3.4 3.6	若林 左岸	堤防高 43		296 296			積土のう工	広瀬橋			長町南材
	0.0 + 70 1.0	長町 右岸	堤防高 44		863 863			積土のう工 堰板工	広瀬橋			
	2.0 2.2	長町 右岸	堤防高 45		200 200			積土のう工	広瀬橋			
	3.0 3.6	長町 右岸	堤防高 46		671 671			積土のう工	広瀬橋			

重要水防要注意区間調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	令和3年度評定			対策水防 工 法 名	水防警報 対象 観測所	担 当 分 団	指 導 官 所
				工事施工 (箇所)	新堤防 旧川跡(m)	陸 閘 (箇所)				
名 取 川	1.2 + 30	日辺 左岸	破堤箇所 要1		-		シート張工 木流し工	名取橋	六郷	東 北 地 方 整 備 局 仙 台 河 川 国 道 事 務 所
	1.4 + 10	日辺 左岸	破堤箇所 要2		-		シート張工 木流し工	名取橋		
	3.0 + 60	〃 〃	破堤箇所 要3		-		シート張工 木流し工	名取橋		
	5.6 + 75	郡山 左岸	旧川跡 要4		260		釜段工 月の輪工	名取橋	郡山	
	5.8 + 120	〃	旧川跡 要5		150		釜段工 月の輪工	名取橋		
	6.0 + 60	〃	旧川跡 要6		110		釜段工 月の輪工	名取橋		
	6.2 + 30	〃	旧川跡 要7		10		釜段工 月の輪工	名取橋		
	8.0 + 10	〃	旧川跡 要8		10		釜段工 月の輪工	名取橋	長町	
	8.2 + 100	郡山・富田 左岸	旧川跡 要8		305		釜段工 月の輪工	名取橋	西多賀	
	8.6 + 50	〃	旧川跡 要8		305		釜段工 月の輪工	名取橋	東中田	
	3.0	関上(上)・ 中田 右岸	旧川跡 要14		90		釜段工 月の輪工	名取橋	中田	
	3.0 + 90	〃	旧川跡 要14		90		釜段工 月の輪工	名取橋	中田	
	9.4	関上(上)・ 中田 右岸	旧川跡 要15		160		釜段工 月の輪工	名取橋	中田	
9.4 + 160	〃	旧川跡 要15		160		釜段工 月の輪工	名取橋	中田		
広 瀬 川	1.0 + 180	若林 左岸	旧川跡 要16		150		釜段工 月の輪工	広瀬橋	六郷	
	1.2 + 70	〃	旧川跡 要16		150		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	1.4 + 110	若林 左岸	旧川跡 要17		80		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	1.4 + 190	〃	旧川跡 要17		80		釜段工 月の輪工	広瀬橋		
	3.5 + 70	若林 左岸	陸閘 要18			1	積土のう工 堰板工	広瀬橋		
3.5 + 100	長町 右岸	陸閘 要19			1	積土のう工 堰板工	広瀬橋	郡山		

《参考:特定の区間》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	延長	図面番号	水防警報 対象 観測所	担当分団	指導官所
名取川	0.0k 12.0k	名取市関上右岸 名取市熊堂右岸	12.00km	特1	名取橋 ・広瀬橋	中田・東中田	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
広瀬川	0.0k 3.6k	仙台市日辺左岸 仙台市若林左岸	3.60km	特2	広瀬橋	六郷・南材	

重要水防箇所評定基準

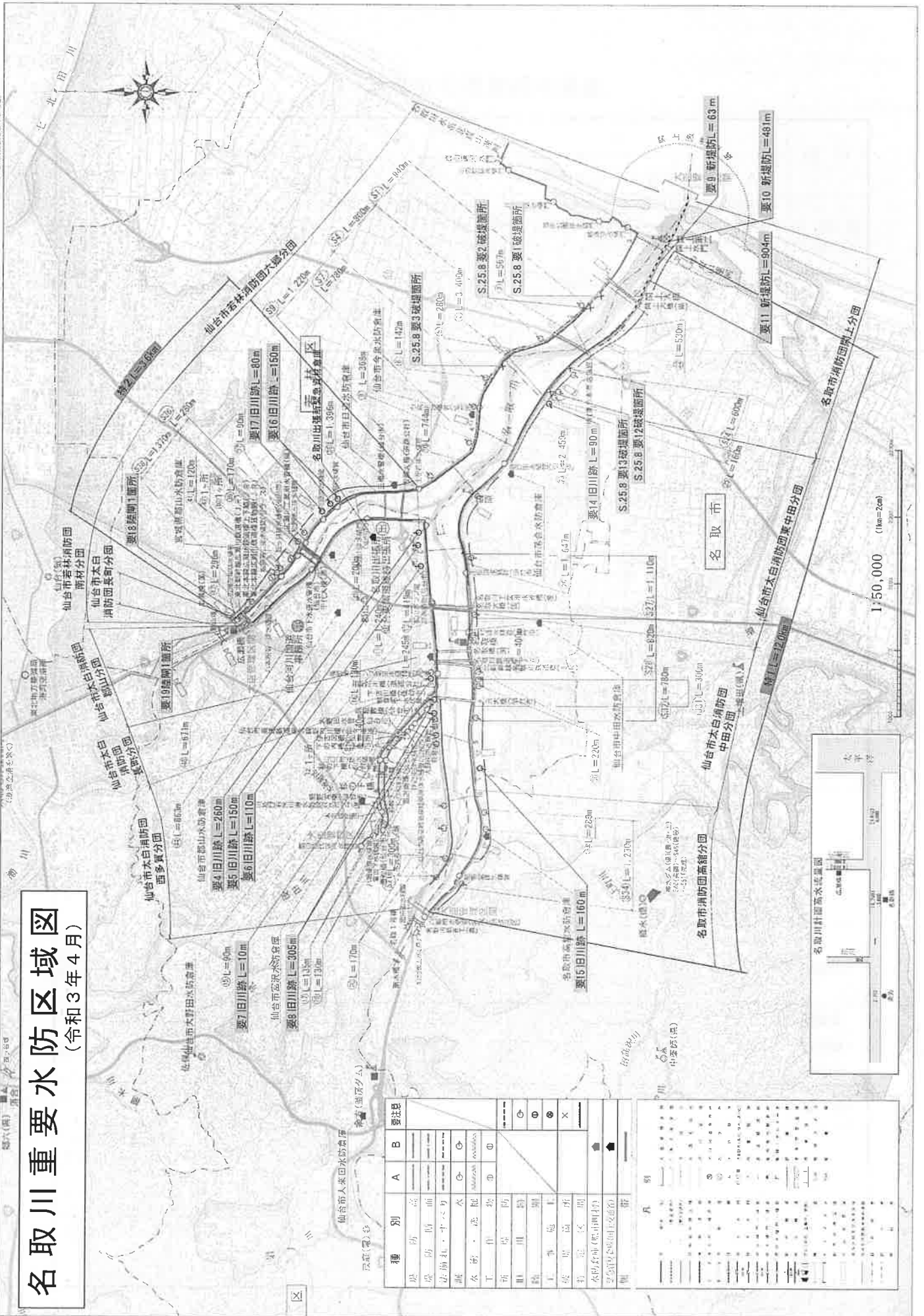
(東北地方整備局)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。
特定区間			風水害発生時における内閣としての初動措置始動の基準となっている「破堤により甚大な被害が予想される河川」で内閣危機管理監が定めた区間。

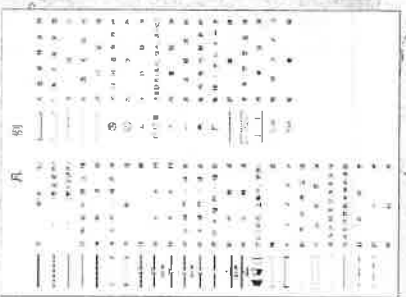
名取川重要水防区域図

(令和3年4月)

この図は、重要水防区域(重要川)2、3地区、重要水防区域(重要川)1地区、重要水防区域(重要川)4地区を示す。



種別	A B		要法
	A	B	
堤防	○	○	○
堤防面	○	○	○
去水口、弁子	○	○	○
水防、堤防	○	○	○
工作物	○	○	○
川	○	○	○
橋	○	○	○
工事他	○	○	○
破損箇所	○	○	○
指定区域	○	○	○
水防倉庫(堤防側)	○	○	○
要法(堤防側)	○	○	○
要法(堤防側)	○	○	○



重 要 水 防 箇 所

(宮 城 県)

番号	河川名	右岸 左岸別	指定地名	延長 (メートル) 又は 箇所数	種 別	区分	対象水防工法	担 当 分 団	指導 官署
5	広瀬川	左岸	土 樋	300	洗 掘	B	捨て石工	片 平	宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所
6	〃	〃	米ヶ袋	450	堤防高	B	積土のう工		
7	〃	〃	花 壇	300	堤防高	B	積土のう工		
8	〃	右岸	追 廻	600	堤防高	B	積土のう工		
9	〃	左岸	大 堀	600	堤防高	B	積土のう工	川 前	
10	〃	右岸	越 路	10	堤防高	B	積土のう工	八木山	
15	七北田川	左岸	市名坂	140	堤防高	B	積土のう工	市名坂	
16	梅田川	左岸 右岸	苦 竹	200	堤防高	B	積土のう工	東山台	
17	〃	左岸	原町五丁目	50	洗 掘	B	捨て石工	原 町	
18	〃	〃	〃	170	堤防高	B	積土のう工		
19	〃	〃	原町四丁目	90	堤防高	B	積土のう工		
20	〃	右岸	梅田町	150	堤防高	B	積土のう工	宮 町	
21	〃	〃	台原一丁目	90	堤防高	B	積土のう工	小松島	
23	七北田川	左岸	白 鳥	200	洗 掘	B	捨て石工	港	
24	〃	〃	高砂二丁目	200	洗 掘	B	捨て石工	高 砂	
25	〃	〃	福室二丁目	200	水 衝	B	木流し工		
26	〃	右岸	岩切畑中	880	水 衝	B	木流し工	岩 切	
27	〃	左岸	岩切西河原	100	水 衝	B	木流し工		
33	北貞山(河)	右岸	種次藤塚	4,500	堤防高	B	積土のう工	六 郷	
4	名取川	左岸	茂庭字人來田	800	堤防高	B	積土のう工	生 出	

※番号は、附属資料4-3 (1/2～2/2) の重要水防区域図にある河川名の番号に合わせている。

重要水防箇所評定基準〔河川〕

(宮城県)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。既往洪水流量(2～3年に1回程度)の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。一連の堤防のうち、堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。一連の堤防のうち堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法崩れ ・すべり ・沈下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準〔海岸〕

(宮城県)

種別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所	
水衝	護岸が破損している箇所、または、破損実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗掘	堤脚または、護岸の根固めが洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面が洗掘の危険がある箇所。	

重要水防区域図

(宮城県所管)





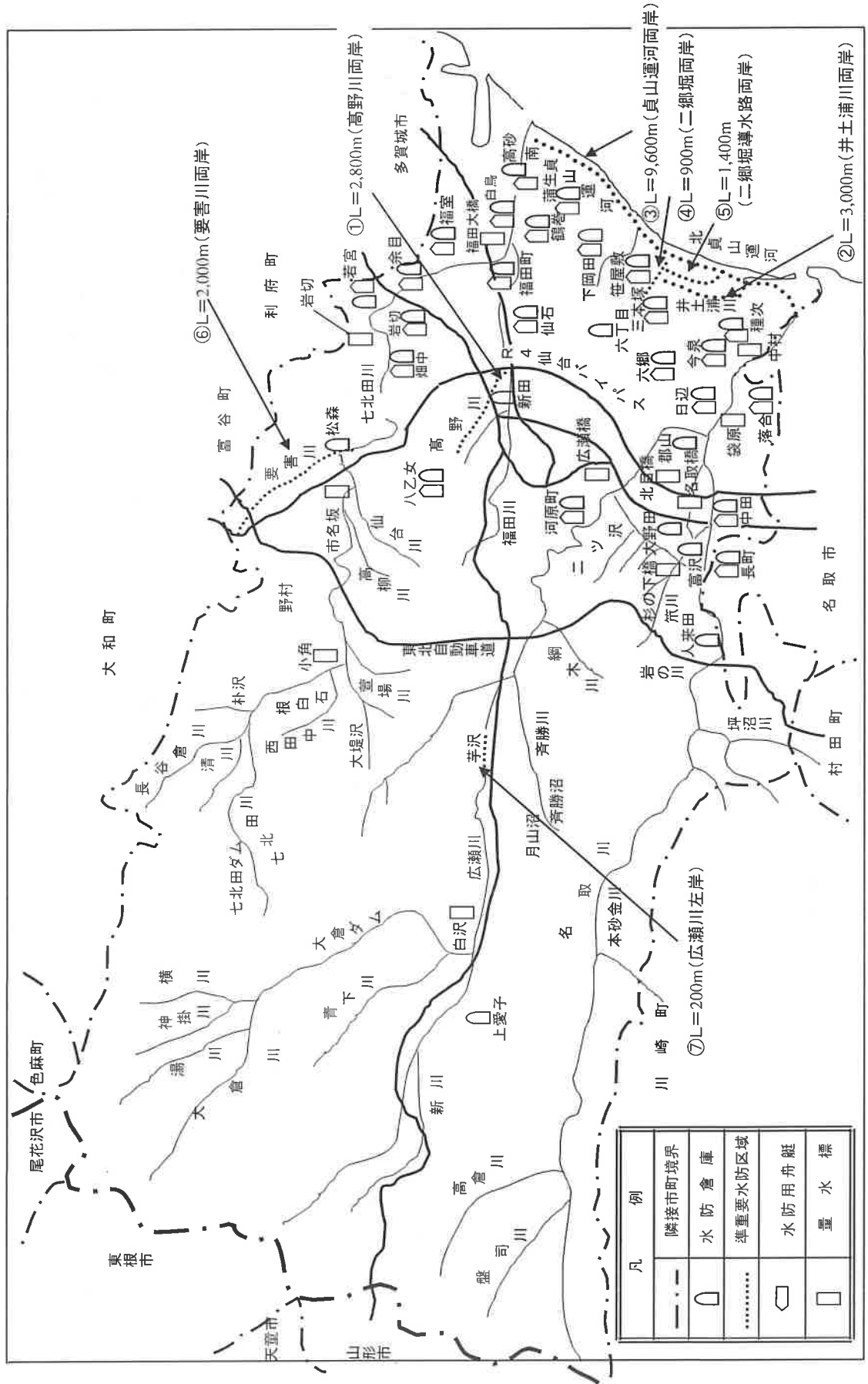
準 重 要 水 防 区 域

(仙 台 市)

番号	河川名	区 域 から～まで	延 長 (メートル)	重 要 地 点	担当分団	連 絡 先
1	高野川両岸	燕 沢 住 宅 梅田川合流点	2,800	燕沢住宅付近 1,500m	岩 切 東 仙 台	仙台市建設局 河川課
2	井土浦川 両 岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点	3,000		六 郷	仙台市建設局 河川課
3	貞山運河 両 岸	藤 蔀 塚 生	9,600	南丁 1～25 200m 南丁 147～75 100m	六郷・ 七郷・港	仙台土木事務所
4	二郷堀両岸	二 郷 堀 貞山運河合流点	900	二郷堀 100m下流樋門	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農林土木課
5	二郷堀導水 路両岸	二郷堀分水点 貞山運河合流点	1,400	二郷堀導水路100m 下流排水機場	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農林土木課
6	要害川両岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵	2,000	市名坂字小柳 高玉町	市名坂 七北田	仙台土木事務所
7	広瀬川左岸	芋沢字新田 芋沢字大堀	200	西仙台病院東側	川 前	仙台土木事務所

準重要水防区域図 (水防倉庫等配置図)

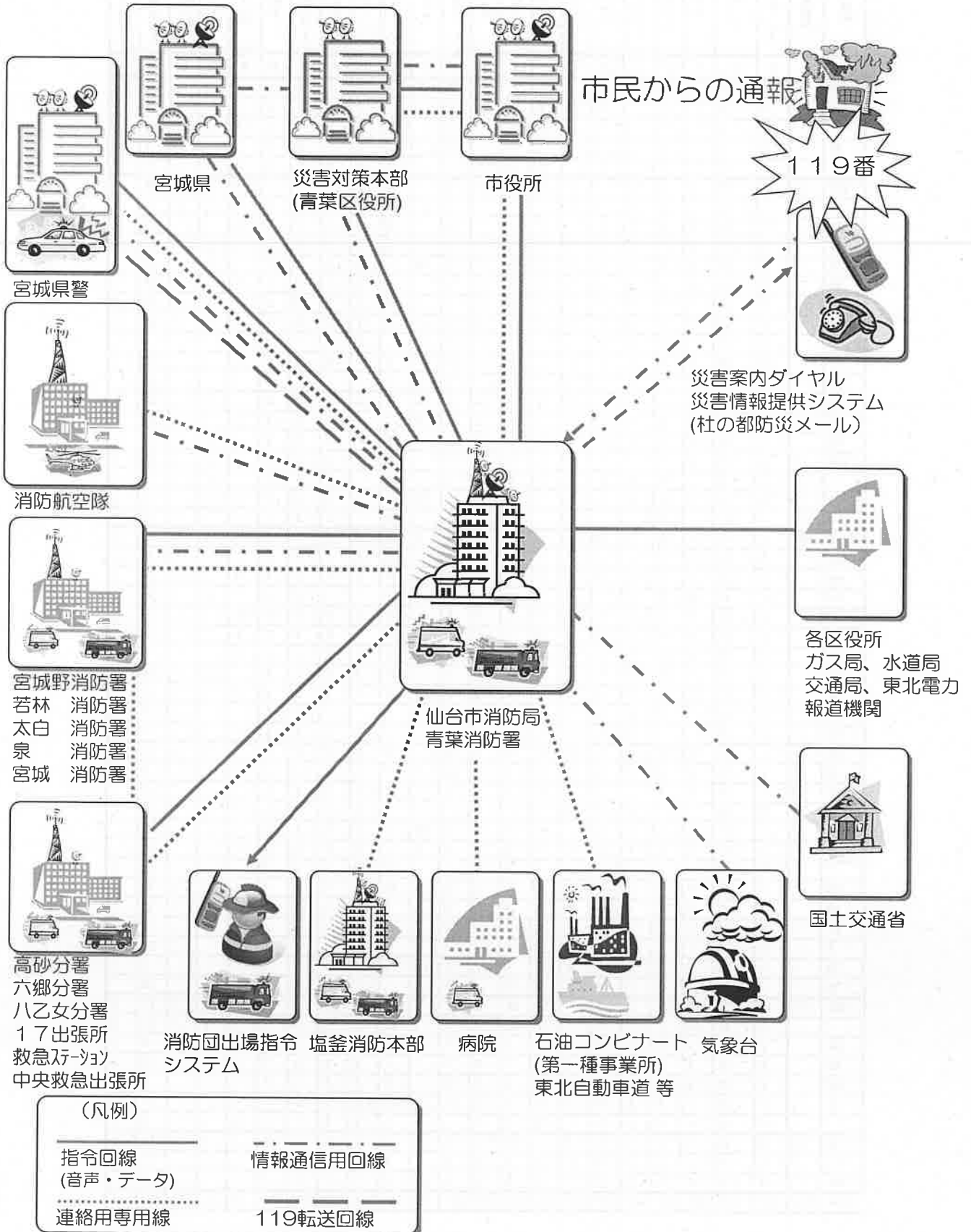
(仙台市)



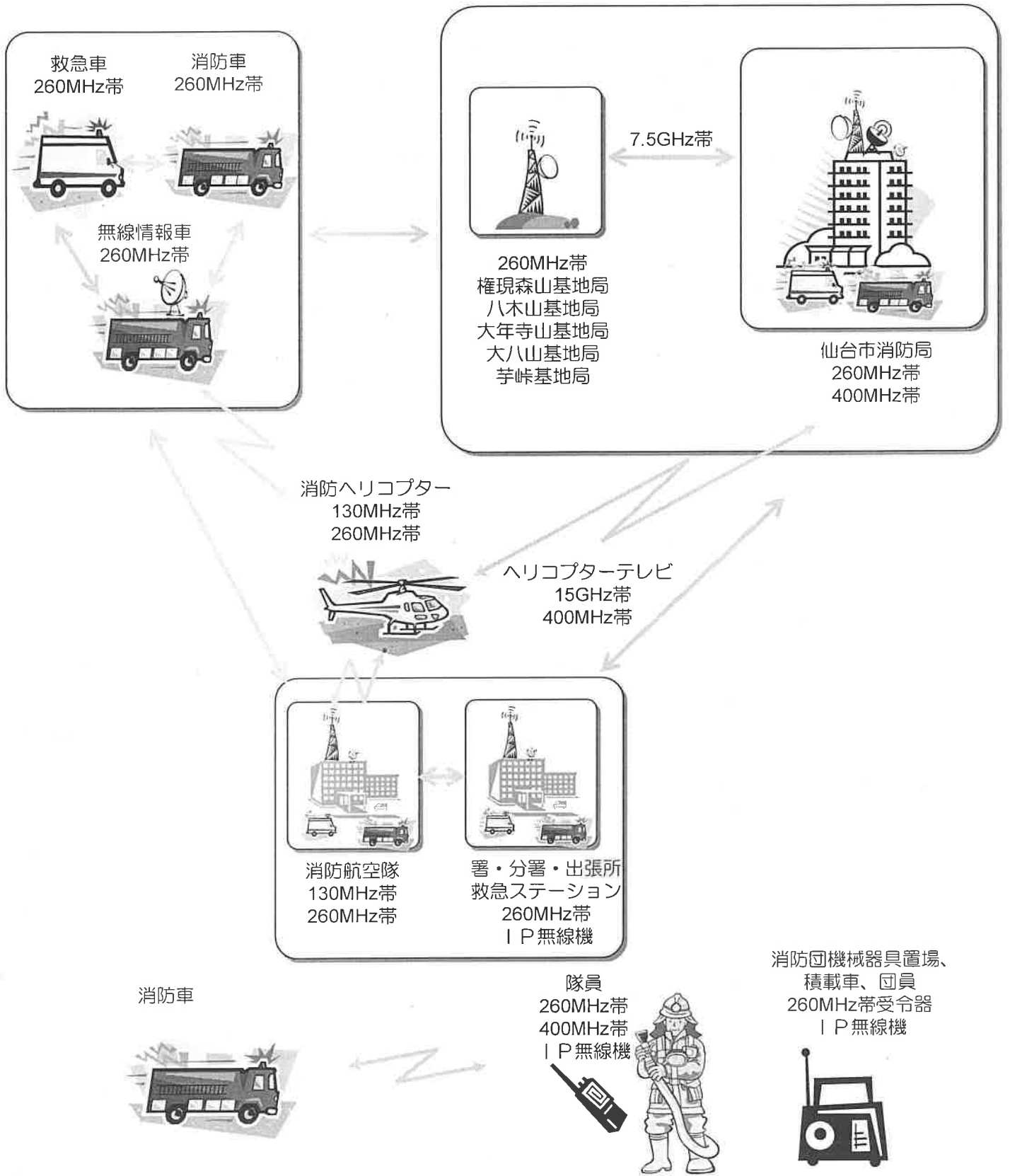
消防機関の通信系統

(令和2年4月1日現在)

(1) 有線系統図

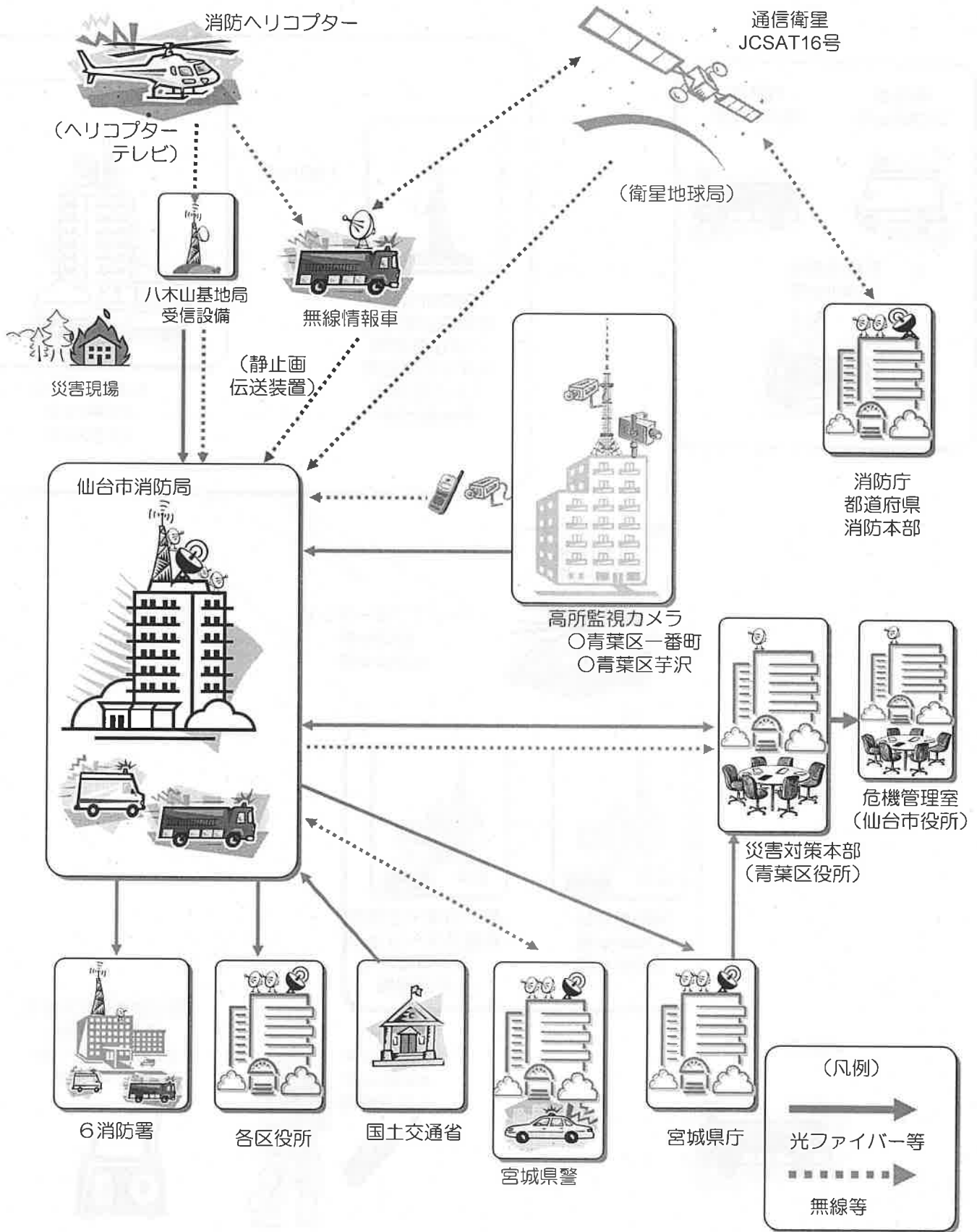


(2) 無線系統図



(令和2年4月1日現在)

(3) 映像伝送システム系統図



仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
権現森山	基地局	10	-	ぼうさいごんげんもりやま -	
大八山	基地局	10	-	ぼうさいだいはちやま -	
芋峠	基地局	10	-	ぼうさいもとうげ -	
八木山	基地局	10	-	ぼうさいやぎやま -	
指定避難所	半固定	5	350~369 371~399 450~462 464~483 550~555 557~563 565~570 650~693 750~797 850 943	ぼうさいせんだい 350~369 371~399 450~462 464~483 550~555 557~563 565~570 650~693 750~797 850 943	
補助避難所	半固定	5	370 831~849 851~900 917~920 940~942 944~999	ぼうさいせんだい 370 831~849 851~900 917~920 940~942 944~999	
福祉避難所	半固定	5	040~098 115~119 124~127 138~141 463 490~499 556 581~599	ぼうさいせんだい 040~098 115~119 124~127 138~141 463 490~499 556 581~599	
津波避難施設・津波避難ビル	半固定	5	181~189 195 564 908 931~933 935~938	ぼうさいせんだい 181~189 195 564 908 931~933 935~938	
災害情報センター	統制局	-	099	ぼうさいせんだい 99	メッセージ伝送装置
	統制局	-	100	ぼうさいせんだい 100	統制台
	統制局2	5	101	ぼうさいせんだい 101	簡易統制局
	FAX	-	102	-	統制台FAX
	遠隔統制局	-	103	-	
	遠隔統制局	-	105~109	-	区連絡員用
	携帯	5	170~180	ぼうさいせんだい 170~180	
危機管理局	FAX	-	200	-	
	遠隔統制局	-	201	-	
	遠隔移動局	5	190#1	ぼうさいせんだい 190	
	半固定	5	-	ぼうさいせんだい -	番号非公開
	半固定	5	104 135~137 190~192	ぼうさいせんだい 104 135~137 190~192	
	半固定	5	198~199	ぼうさいせんだい 198~199	自動中継機能付き
	車載	5	123 151 193~194 434	ぼうさいせんだい 123 151 193~194 434	
携帯	5	220~221 255	ぼうさいせんだい 220~221 255		
総務局	遠隔統制局	-	202~203	-	
	半固定	5	-	-	番号非公開
	車載	5	120~122	ぼうさいせんだい 120~122	
	携帯	5	222 225	ぼうさいせんだい 222 225	

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
健康福祉局	遠隔統制局	-	204 210	-	
	携帯	5	228	ぼうさいせんだい 228	
環境局	半固定	5	231	ぼうさいせんだい 231	
	車載	5	233~235	ぼうさいせんだい 233~235	
	携帯	5	232	ぼうさいせんだい 232	
経済局	半固定	5	205	ぼうさいせんだい 205	
	車載	5	240~241	ぼうさいせんだい 240~241	
	携帯	5	238~239	ぼうさいせんだい 238~239	
都市整備局	遠隔統制局	-	206~207	-	
	車載	5	247~248	ぼうさいせんだい 247~248	
	携帯	5	244~246	ぼうさいせんだい 244~246	
建設局	遠隔統制局	-	208~209	-	
	半固定	5	270 280~282	ぼうさいせんだい 270	
	車載	5	256~260 271~278 286~287	ぼうさいせんだい 256~260 271~278 286~287	
	携帯	5	251~254 283~285	ぼうさいせんだい 251~254 283~285	
教育局	遠隔統制局	-	212~214	-	
	半固定	5	211 215 580	ぼうさいせんだい 211 215 580	
	携帯	5	263	ぼうさいせんだい 263	
消防局	遠隔移動局	5	150#1~#2 152#1 154#1 156#1 158#1 160#1 162#1	ぼうさいせんだい 150 152 154 156 158 160 162	
	半固定	5	150 152 154 156 158 160 162	ぼうさいせんだい 150 152 154 156 158 160 162	
	携帯	5	-	-	番号非公開
	携帯	5	153 155 157 159 161 163	ぼうさいせんだい 153 155 157 159 161 163	
青葉区役所	半固定	5	300 310 320	ぼうさいせんだい 300 310 320	無線機械室
	遠隔移動局	5	300#1~#2 310#1~#3 320#1	ぼうさいせんだい 300 310 320	
	FAX	5	300#4	ぼうさいせんだい 300	
	車載	5	326~340	ぼうさいせんだい 326~340	
	携帯	5	301~302 311~312	ぼうさいせんだい 301~302 311~312	
宮城総合支所	半固定	5	800	ぼうさいせんだい 800	空調機械室
	遠隔移動局	5	800#1~#2	ぼうさいせんだい 800	
	FAX	5	800#4	ぼうさいせんだい 800	
	車載	5	805~811	ぼうさいせんだい 805~811	
	携帯	5	801~804	ぼうさいせんだい 801~804	

仙台市防災行政用無線デジタル移動通信系 配置表

配置場所	種別	出力(W)	番号	呼出呼称(識別信号)	備考
宮城野区役所	半固定	5	400	ぼうさいせんだい	400
			410		410
			420		420
	遠隔移動局	5	400#1~#2	ぼうさいせんだい	400
			410#1~#3		410
FAX	5	400#4	ぼうさいせんだい	400	
車載	5	426~433	ぼうさいせんだい	426~433	
携帯	5	401~402	ぼうさいせんだい	401~402	
			411~412		411~412
若林区役所	半固定	5	500	ぼうさいせんだい	500
			510		510
			520		520
	遠隔移動局	5	500#1~#2	ぼうさいせんだい	500
			510#1~#3		510
FAX	5	500#4	ぼうさいせんだい	500	
車載	5	526~540	ぼうさいせんだい	526~540	
携帯	5	501~502	ぼうさいせんだい	501~502	
			511~512		511~512
太白区役所	半固定	5	600	ぼうさいせんだい	600
			610		610
			620		620
	遠隔移動局	5	600#1~#2	ぼうさいせんだい	600
			610#1~#3		610
FAX	5	600#4	ぼうさいせんだい	600	
車載	5	626~640	ぼうさいせんだい	626~640	
携帯	5	601~602	ぼうさいせんだい	601~602	
			611~612		611~612
秋保総合支所	半固定	5	820	ぼうさいせんだい	820
					820
					820
	遠隔移動局	5	820#1~#2	ぼうさいせんだい	820
					820
FAX	5	820#4	ぼうさいせんだい	820	
車載	5	825~830	ぼうさいせんだい	825~830	
携帯	5	821~822	ぼうさいせんだい	821~822	
			823~824		823~824
泉区役所	半固定	5	700	ぼうさいせんだい	700
			710		710
			720		720
	遠隔移動局	5	700#1~#2	ぼうさいせんだい	700
			710#1~#3		710
FAX	5	700#4	ぼうさいせんだい	700	
車載	5	726~746	ぼうさいせんだい	726~746	
携帯	5	701~702	ぼうさいせんだい	701~702	
			711~712		711~712
水道局	半固定	5	901	ぼうさいせんだい	901
交通局	半固定	5	902	ぼうさいせんだい	902
ガス局	半固定	5	903	ぼうさいせんだい	903
市立病院	半固定	5	904	ぼうさいせんだい	904
災害拠点病院	半固定	5	915	ぼうさいせんだい	915
			925~929		925~929
防災関係機関	半固定	5	911~914	ぼうさいせんだい	911~914
			916		916
災害時協力機関	遠隔移動局	5	905#1	ぼうさいせんだい	905
	半固定	5	905~907	ぼうさいせんだい	905~907
		909~910	909~910		
		921~924	921~924		
		930	930		
		934	934		
		939	939		

別表2 (第3条関係)

仙台市防災行政無線全市移動系配置表

基地局
(青葉区役所災害情報センター)
ぼうさいせんだい

呼出名称	出力	
せんだいぼうさい 1	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 2	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 3	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 4	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 5	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 6	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 7	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 8	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 9	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 10	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 11	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 12	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 13	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 14	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 15	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 16	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 17	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 18	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 19	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 20	5W	* 防災相互通信波対応

基地局	1局 (5W)
陸上移動局 (携帯型)	20局 (5W)
合計	21局

配置場所	無線番号
指定避難所	001～195
補助避難所	196～328
福祉避難所	329～431 746～749
津波避難施設 津波避難ビル	433～451
帰宅困難施設	452～465 750～761
災害情報センター	466～483
総務局	484～486 491～493 498～500
危機管理局	487 494～497 746～750 787～800
まちづくり政策局	501
財政局	502
市民局	503～504
健康福祉局	505～508
子供未来局	509
環境局	510～514
経済局	515～519
文化観光局	520
都市整備局	521～527
建設局	528～551 766～768
会計室	552
教育局	432 568～573
消防局	488～490 553～567

配置場所	無線番号
議会事務局	574
監査事務局	769
選挙管理委員会	770
人事委員会	771
農業委員会	772
水道局	575
交通局	576
ガス局	577
市立病院	578
青葉区役所	579～602 773～774
宮城総合支所	603～613 775～776
宮城野区役所	614～636 777～778
若林区役所	637～660 779～780
太白区役所	661～684 781～782
秋保総合支所	685～694 783～784
泉区役所	695～724 785～786
災害時協力機関	725 731～736 743～745 762～765
防災関係機関	726～730
災害拠点病院	737～742

水防活動報告書様式

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家戸 戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

平成27年台風〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・平成27年8月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、平成27年8月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

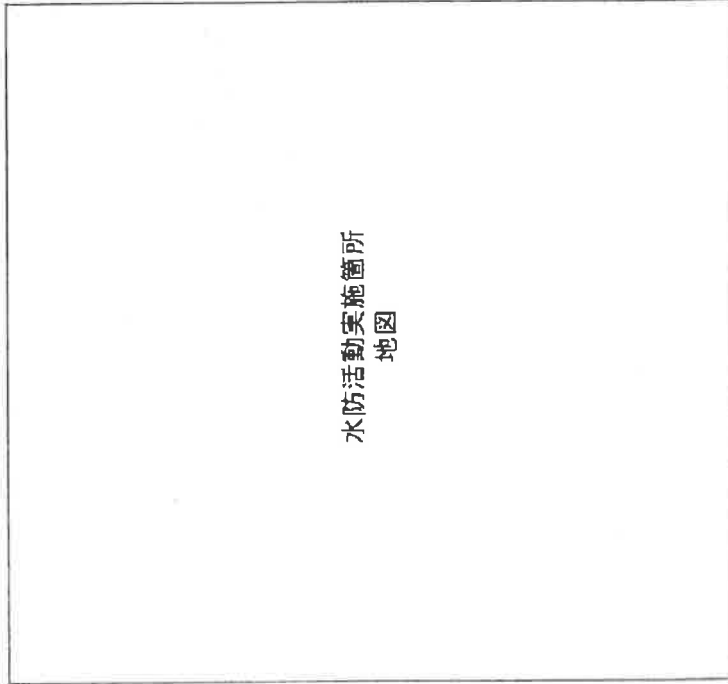
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）

（平成19年3月30日消防局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要領は、仙台市消防活動基本規程（平成13年3月28日仙台市消防局訓令第5号。以下「規程」という。）第64条に規定する非常配備時の報告及び仙台市消防活動基本規程実施要綱（平成19年3月27日消防局長決裁。以下「要綱」という。）で規定する、第3条第3項警防本部の運営等、要綱第5条第1項署隊本部の運営等、要綱第58条第2項警防態勢強化発令時の配備人員、隊編成等の基準等並びに要綱第60条非常配備の基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2～第10省略

第4章 非常配備

（非常配備の発令基準等）

- 第11 非常配備等の発令基準は、別表第5に定めるとおりとする。ただし、災害の発生状況等により発令した者が必要と認めた場合は、解除又は区分を変更することができる。
- 2 警防態勢強化及び非常配備発令時の人員の基準は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、消防局は警防本部長又は警防副本部長、消防署は署隊本部長が必要と認めた場合は、配置人員を増減することができる。

（非常配備発令時の活動態勢）

第12 署隊本部長は、非常配備が発令された場合、別表第6のとおり、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

以下省略

非常配備等人員の基準

全計	体制レベル	通常	警防態勢強化		非常配備			
			第一警防態勢	第二警防態勢	一次	二次	三次	四次
	総数(名)	272	275	309	407	632	863	
消防局	総数(名)	25	28	32	58	102	172	
	警防本部	11	14	18	40	69	119	
	救急課指導係(ST)	3	3	3	4	8	13	
	救急課対策係(中央)	6	6	6	7	11	20	
	消防航空隊	5	5	5	7 ⁽⁺¹⁾	14 _[9] ⁽⁺¹⁾	20 _[13] ⁽⁺²⁾	
青葉署	総数(名)	45	45	50	65	96	126	
	本署	20	20	25	36	44	63	
	片平	7	7	7	8	14	17	
	国見	7	7	7	8	14	17	
	荒巻	7	7	7	8	14	17	
	小松島	4	4	4	5	10	12	
宮城野署	総数(名)	47	47	52	65	98	132	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	高砂	9	9	9	11	16	26	
	鶴谷	7	7	7	8	14	17	
	岩切	7	7	7	8	14	17	
若林署	総数(名)	38	38	43	55	81	106	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	河原町	9	9	9	11	16	22	
	六郷	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
太白署	総数(名)	49	49	54	67	106	135	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	長町	7	7	7	8	14	17	
	中田	7	7	7	8	14	17	
	八木山	7	7	7	8	14	17	
	秋保	7	7	7	8	14	17	
	茂庭	4	4	4	5	10	12	
泉署	総数(名)	44	44	49	62	99	125	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	八乙女	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
	松陵	4	4	4	5	10	12	
	高森	4	4	4	5	10	12	
	根白石	7	7	7	8	14	17	
宮城署	総数(名)	24	24	29	35	50	67	
	本署	17	17	22	27	36	50	
	熊ヶ根	7	7	7	8	14	17	

全職員

※1 派遣職員、救命士研修所入校職員及び消防学校初任総合教育入校職員を除いた人員。

※2 総務部の市長部局併任者は除く。

※3 警防態勢強化(第二警防態勢)の招集は、各署管理職又は代行者1名以上を含む。

※4 消防航空隊については、航空機2機体制時([]書きは1機体制時)。()書きについては、消防航空班の人数。

※5 救急ステーション実習職員は、三次配備以上の場合、必要に応じて所属署所に参集する。

※6 消防局は警防本部長又は警防副本部長、消防署は署隊長本部長が必要と認めた場合は、配置人員を増減することができる。

非常配備等の発令基準

配備等の種別	事象等	体制
情報連絡体制の強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領(平成18年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示されたとき。 2 その他警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。 	情報連絡体制の強化を図る体制
警防態勢強化	<ol style="list-style-type: none"> 1 宮城県地方に気象に関する警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領(平成18年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示され、警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。 3 連続放火火災が発生しているとき。 4 広域かつ長時間の水道断水及び停電等のとき。 5 降雪及び積雪により消火栓等の確認が困難で除雪が必要なとき。 6 その他警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。 	必要に応じ、警防本部及び署隊本部に初動対応班を設置する
	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域において、「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 2 仙台市災害警戒本部が設置されたとき。 3 その他警防副本部長又は署隊本部長が必要と認めるとき。 	警防本部に初動対応班、署隊本部に初動対応班又は広報隊等を編成する(左欄第1号の場合は、消防局及び発表対象となる区域(仙台市東部・仙台市西部)を管轄する消防署に限る。)
一次配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号に掲げる警報の1以上が市内に発表され、かつ、市域に被害が発生するおそれがあるとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 3 市域において、震度4(仙台管区気象台発表)の地震が発生し、かつ、市域に被害が発生するおそれがあるとき。 4 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「準備」が発表されたとき。 5 市域において、「高齢者等避難」が発令されたとき。 6 その他警防副本部長が必要と認めるとき。 	災害の状況に応じた応急対策活動を実施し、速やかに上位の体制に移行し得る体制(左欄第1号(3)(4)及び4号の場合は、消防局及び発表対象となる河川又は海岸を管轄する消防署に限る。左欄第5号の場合は、消防局及び発表対象となる町丁目目を管轄する消防署に限る。)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「出動」が発表されたとき。 2 市域において、「避難指示」が発令されたとき。 3 その他警防副本部長が必要と認めるとき。 	一次配備の体制を強化し、災害の状況に応じた応急対策活動を実施する体制(左欄第1号の場合は、消防局及び河川又は海岸ごとに該当する消防署に限る。左欄第2号の場合は、消防局及び発表対象となる区域を管轄する消防署に限る。)
非常配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域において震度5弱、5強(仙台管区気象台発表)の地震が発生したとき。 2 宮城県に津波警報が発表されたとき。 3 次の各号に掲げる気象特別警報が発表されたとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 高潮特別警報 4 仙台市災害対策本部運営要領第12条に規定する災害対策本部が設置され、非常1号配備以上が発令されたとき。 5 仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要領第12条に規定する非常1号配備以上が発令されたとき。 6 市域において、「緊急安全確保」が発令されたとき。 7 その他警防本部長(消防局長)が必要と認めるとき。 	二次配備の体制を強化し、災害の状況に応じた広域的な応急対策活動を実施する体制(左欄第6号の場合は、消防局及び発表対象となる区域を管轄する消防署に限る。)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 市域において、震度6弱(仙台管区気象台発表)以上の地震が発生したとき。 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 3 仙台市災害対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要領第12条に規定する非常3号配備が発令されたとき。 4 仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要領第12条に規定する非常3号配備が発令されたとき。 5 次の各号に掲げる気象特別警報が発表され、かつ、災害が市域に広範囲で発生したとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 大雨特別警報 (2) 大雪特別警報 (3) 暴風特別警報 (4) 暴風雪特別警報 (5) 波浪特別警報 (6) 高潮特別警報 6 その他予想できない重大な災害が発生し、警防本部長(消防局長)が必要と認めるとき。 	全員を招集し、総合的な応急対策活動を実施する体制(左欄第1号及び第2号の場合は、直ちに参集する。)

※災害の発生状況等により発令した者が必要と認めた場合は、解除又は区分を変更することができる。

非常配備発令に伴う活動態勢

署隊本部長は、非常配備が発令された場合、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

非常配備の種別	活動態勢
水防非常配備	1 警防態勢 救命胴衣等の水防活動に必要な資機材を車両に積載する。 2 隊編成 (1) 広報隊 避難情報の伝達に係る広報等を実施する場合、広報車等で編成し、主として管内の発令対象地区への広報活動に従事する。 (2) 救命ボート隊 避難誘導及び救助等の水防活動に従事する。 (3) 水防工法隊 主として水防工法等の活動に従事する。 (4) 監視警戒隊 仙台市水防計画に基づき、主として水災発生のおそれのある箇所のある箇所の巡視及び水位観測等の監視警戒に従事する。 (5) 資機材搬送隊 必要に応じて編成し、水防資機材等の搬送に従事する。 (6) 人員輸送隊 必要に応じて編成し、水防工法隊の隊員輸送に従事する。 (7) 本部情報隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援及び情報収集等に従事する。
異常気象非常配備	1 警防態勢 必要に応じて、ホース及び風水害等の対応資機材を増強し配備する。 2 隊編成 (1) 広報隊 管内の被害状況の把握及び避難情報の伝達に係る広報等を実施する場合、広報車等で編成し、必要な巡回及び広報活動に従事する。 (2) ポンプ車等の増隊 必要に応じて、ポンプ車等の増隊を図る。 (3) 情報支援隊 必要に応じて指令班で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援活動に従事する。
津波非常配備	1 警防態勢 救命胴衣及び検索救助活動に必要な資機材を車両に積載する。(津波警報及び大津波警報発表時) 2 隊編成 (1) 避難広報隊 津波警報等の発表により広報車等で編成し、津波警報発表時における避難広報等活動要領及び宮城野、若林署及び太白消防署避難広報等活動要領により、避難広報活動に従事する。 (2) 消防航空隊 航空機により海面変動の監視、避難広報活動、情報収集活動及び救助活動に従事する。 (3) 検索救助隊 ポンプ車等で編成し、浸水被害エリアにおける検索救助活動に従事する。 (4) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における情報収集等に従事する。
地震非常配備	規程第45条の規定に基づく大規模地震災害消防活動要領によるものとする。
危機事象非常配備	規程第65条の規定に基づく仙台市国民保護計画、仙台市危機管理指針及び仙台市危機管理に関する要綱によるものとする。
その他非常配備	その他必要に応じた活動態勢とする。

消防団の非常配備基準及び非常配備時における活動要領（抜粋）

（令和2年6月3日 消防局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要領は、消防団の非常配備の基準、招集人員及び活動態勢等に関し必要な事項を定める。

（非常配備の発令）

第3条 仙台市消防活動基本規程第4条に規定する警防本部長又は警防副本部長は、気象状況等により被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防団に非常配備を発令することができるものとする。

2 非常配備の種別は、次のとおりとする。

- (1) 水防非常配備
- (2) 津波非常配備
- (3) 異常気象非常配備
- (4) 地震非常配備
- (5) その他非常配備

3 消防団の非常配備は、気象又は災害の状況に応じ、一次配備、二次配備、三次配備及び四次配備に区分する。

4 非常配備は、消防団又は消防団の消防活動に関する要綱第4条に定める消防団隊を指定して、発令又は解除することができる。

5 仙台市消防職員及び消防団員招集規程第5条第1号に規定する非常招集は、非常配備の発令をもって命令がされたものとみなす。

（非常配備の発令基準）

第4条 消防団の非常配備の発令基準は、別紙1に定めるとおりとする。

（非常配備の招集人員、活動態勢等）

第6条 消防団の非常配備の招集人員、活動態勢等は別紙2に定めるとおりとする。ただし、署隊本部長は、前条の規定に基づき異常気象非常配備の発令内容に応じ消防団隊を指定して招集することができる。

2 水防非常配備及び津波非常配備の場合の招集人員及び活動態勢は、それぞれ別紙3及び別紙4に定めるとおりとする。

3 署隊本部長は、災害の状況等により必要と認める場合は、消防団隊又は配備人員を増減することができる。

4 署隊本部長は、前項の規定により、消防団隊及び配備人員を増減した場合は、警防本部長又は警防副本部長へ報告するものとする。

（大規模災害発生時等の消防団の任務）

第7条 火災及び水災、震災その他大規模な災害発生時の消防団の消防活動は、当要領に規定するほか、仙台市地域防災計画、仙台市水防計画及び消防活動基本規程の規定に従う。

別紙1 (第4条関係)

非常配備の発令基準 (抜粋)

配備種別	一次配備	二次配備	三次配備	四次配備
水防 非常配備	○水防警報「準備」が発表された場合	○水防警報「出動」が発表された場合	-	-
異常気象 非常配備	○大雨、台風等の異常気象により市内に「高齢者等避難」が発令された場合	○大雨、台風等の異常気象により市内に「避難指示」が発令された場合	○大雨、台風等の異常気象により市内に「緊急安全確保」が発令された場合 ○市内に気象特別警報が発表され、かつ、市域に被害が発生する恐れがある場合	○大雨、台風等の異常気象により市域の広範囲に大規模な災害が発生するなどした場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合
	○大雨、台風等の異常気象により市内に自然災害が発生することが予測される場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○大雨、台風等の異常気象により災害が発生するなどした場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○大雨、台風等の異常気象により市域の広範囲に災害が発生するなどした場合 ○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	
管轄区域がこれらに該当する団に発令				
その他 非常配備	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱第12条に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常1号配備、2号配備が発令された場合	○仙台市国民保護計画及び仙台市危機管理に関する要綱第12条に基づく仙台市危機対策本部が設置され、仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する非常3号配備が発令された場合
			○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合	○警防本部長又は警防副本部長が必要と認めた場合
必要と認められる団に対して発令				

別紙3 (第6条第2項関係)

非常配備の招集人員 (水防非常配備)

1 招集人員

「水防非常配備」招集人員は次による。

名取川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備考
若林消防団	団本部	2名	2名	
	六郷分団	12名	30名	
	七郷分団	8名	20名	
	小計	22名	52名	

太白消防団	団本部	2名	2名	
	郡山分団	4名	10名	
	西多賀分団	4名	10名	
	生出分団	4名	10名	
	中田分団	4名	17名	
	東中田分団	4名	18名	
小計		22名	67名	
合計		44名	119名	

広瀬川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備考
若林消防団	団本部	2名	2名	
	連坊分団		6名	「愛宕橋から広瀬橋までの区域」発表時
	南材分団	4名	9名	
	六郷分団	4名	10名	
	小計	10名	27名	
太白消防団	団本部	2名	2名	
	八木山分団		6名	「愛宕橋から広瀬橋までの区域」発表時
	長町分団		6名	
	郡山分団	4名	10名	
	小計	6名	24名	
合計		16名	41名	

策川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備考
太白消防団	団本部	2名	2名	
	西多賀分団	4名	6名	
	長町分団	4名	6名	
合計		10名	14名	

旧策川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備考
太白消防団	団本部	2名	2名	
	西多賀分団	4名	6名	
	長町分団	4名	6名	
	郡山分団	4名	6名	
合計		14名	20名	

七北田川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備考
消宮 防城 団野	団本部	2名	2名	「赤生津大橋から海までの区域」発表時
	岩切分団	16名	40名	
	高砂分団	12名	30名	

	港分団	4名	10名	
	小計	34名	82名	
泉消防団	団本部	2名	2名	「馬橋から赤生津大橋までの区域」発表時
	根白石分団	4名	10名	
	小角分団	4名	10名	
	実沢分団	4名	10名	
	野村分団	4名	10名	
	上谷刈分団	4名	10名	
	七北田分団	4名	10名	「赤生津大橋から海までの区域」発表時
	市名坂分団	4名	10名	
	八乙女分団	4名	10名	
	松森分団	4名	10名	
	小計	38名	92名	
	合計	72名	174名	

梅田川に発表された場合		一次配備 (準備)	二次配備 (出動)	備考
宮城野消防団	団本部	2名	2名	
	原町分団	4名	8名	
	東仙台分団	8名	11名	
	宮城野分団	4名	9名	
	高砂分団	8名	11名	
	合計	26名	41名	

水防警報発表に伴い、一次配備又は二次配備が発令された場合は、上記のとおり発表された河川と区域を担当する消防団隊を指定して招集する。なお、同時に担当する複数の河川へ水防非常配備が発令された場合は、担当する河川を兼務して招集することができる。

要領第6条第3項の規定に基づき、署隊本部長は、災害の状況等により必要と認める場合は、招集する消防団隊及び人員を増減することができる。また、この場合、署隊本部長は、要領第6条第4項の規定に基づき、その旨を警防本部長又は副本部長へ報告すること。

2 活動態勢

(1) 招集時

参集した団員は、小型動カポンプ付積載車及び資機材点検、消防団本部や担当署所と無線の通話試験を行い、その結果を消防団本部及び担当署所へ報告すること。

(2) 水防警報「準備」発表時

管轄する水防倉庫の資材器具の整備点検並びに準備を行い、出場に備えること。

(3) 水防警報「出動」発表時

ア 監視警戒隊を編成し、職員隊と協力して、仙台市水防計画に基づく重要水防区域、準重要水防区域及び消防団隊の担当する区域内の水位、潮位、水防施設物及び水災発生危険箇所等の状況把握のための監視警戒を行うこと。

イ 必要に応じて水防工法隊を編成し、水防工法に従事すること。

堤防決壊につながるおそれのある状況を発見するための監視のポイント

堤防の箇所	監視のポイント	対象となる変状		
		侵食	堤体すべり	漏水
表面	流況に異常はないか	○		
堤防護岸	堤防護岸の破損、法面の侵食等がないか	○		
天端	堤防天端及び法肩に亀裂、陥没等の変状はないか		○	○
裏面	裏法面・裏小段の亀裂、陥没、はらみ出し、法崩れはないか		○	○
裏小段	法面及び小段の泥濘化している箇所はないか		○	
裏法尻部	堤脚付近の堤体土が軟弱化し、流動化していないか			○
	法尻付近の漏水、噴砂はないか			○
	堤脚保護工の変形はないか		○	○
	ドレーン工やその近傍からの噴砂が生じていないか		○	
堤脚水路	堤脚水路の継目やその近傍からの噴砂が生じていないか			○
樋門等構造物周辺	上記までの項目に加え、 堤防と構造物との隙間から漏水が生じていないか	○	○	○

監視にあたっての留意点

(1) 表法面、堤防護岸

流況に異常はないか。

【留意点】

侵食現象は水面下で発生するため、目視することが困難であるが、洗堀や根固め工の破壊による河床の変形や、流水の作用に伴う護岸の破壊等が水面下で発生した場合、水面に異常が現れることがある。

したがって、上下流の水面形に比較して局所的な盛り上がり等がみられる場合には、これに着目して監視をする。

また、侵食破壊は水衝部で生じることが多い。洪水の流れを監視し、堤防に向かう流れの有無を確認することが重要であり、水衝部ののり面の状況や水面の異常を重点的に監視するとよい。



図 - 10 水際線の異常の例

堤防護岸の破損、のり面の侵食等がないか。

【留意点】

堤防護岸の法覆工あるいは基礎工部分に破損等の変状が発生すると、そこから流水等によって護岸裏の土砂が吸い出され、進行すると護岸全体の破壊、堤防の侵食につながる。表のり面がわずかでも侵食されると、そこから一気に侵食が進み、破堤に至る場合がある。

水面下で生じる変状の発見につなげるためにも、水面上に残る堤防護岸の法覆工の変形、破損を注意深く監視することが重要である。

洪水末期に急激な水位低下が生じると残留水圧により堤体中の水が噴き出し、一緒に堤体材料が流出することがある。この時、表のり面の法崩れやすべりが発生することがあるので、次の洪水に備えて早急に対応することが大事である。

(2) 天端

堤防天端及びのり肩に亀裂、陥没等の変状はないか。

【留意点】

天端の亀裂は、在来堤防に腹付けされた盛土により相対的な圧密沈下の差を生じることによって発生することが多い。このような亀裂は、既設堤防と腹付けされた盛土の境界部分に発生することが多く、圧密沈下の進行とともに長期的に拡大する現象であるため、堤防の安定性が急激に損なわれることは少ない。しかし、在来堤防の天端に亀裂が生じた場合には、浸透により堤防が緩み、堤体内にすべり面を生じていることもある。

天端が舗装されている場合は、緩みや空洞発生の予兆現象として亀甲状のクラックが出る等、発見が容易であるので、特にこれに注目して点検する。

のり肩のような地形急変部では、のり面の初期的なすべり等の変形に伴って亀裂、陥没等が発生しやすいので注意して点検する。

(3) 裏のり面、裏小段

裏のり面・裏小段の亀裂、陥没、はらみ出し、法崩れはないか。

【留意点】

1) 亀裂

亀裂は、既存堤防と腹付けされた盛土の間に相対的な基礎地盤の圧密沈下量の差が生じることに起因して発生することが多い。このような亀裂は、既設堤防と腹付けされた盛土の境界部分に発生することが多く、圧密沈下の進行とともに長期的に拡大する現象であるため、堤防の安定性が急激に損なわれることは少ない。しかし、裏のり面の上部に亀裂が生じた場合には、浸透により堤防が緩み、堤体内にすべり面を生じていることもある。

また、小段や天端のり肩のような地形急変部では、のり面の初期的なすべり等変形に伴って亀裂、陥没等が発生しやすいので注意して点検する。

のり面の亀裂は、草丈が高い場合は発見が困難であるため、特に注意して監視を行う必要がある。

2) 陥没・はらみ出し・法崩れ

陥没・はらみ出し・法崩れと言ったのり面の変状は、初期的なすべり変形に伴って発生している可能性があるため、特に注意が必要である。

のり面の陥没・はらみ出しについて、草丈が高くなると発見が難しくなるため、天端や少し離れたところから隣接する上下流ののり面と比較してみる等、局所的にのり面の変形が生じていないか、特に注意して監視を行う必要がある。

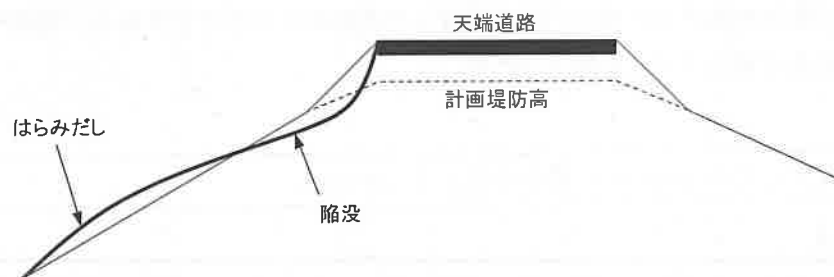


図 - 11 はらみ出し・陥没のイメージ

のり面及び小段の泥濘化している箇所はないか。

【留意点】

のり面や小段が泥濘化している箇所では堤体土が弱体化しており、そのような箇所は注意を要する。

(4) 裏のり尻部

堤脚付近の堤体土が軟弱化し、流動化していないか。

【留意点】

堤脚付近、のり尻付近は浸潤面上昇が最も起こりやすい箇所であり、飽和度の上昇によって堤体土が軟弱化し、流動化する可能性がある。したがって、堤脚付近の堤体土の軟弱化や流動化について注意深く監視を行う。

のり尻付近の漏水、噴砂はないか。

【留意点】

のり尻付近において漏水、噴砂の発生やそれらの痕跡がある場合には、パイピングの発生が懸念される。パイピングは浸透流によって堤体基礎地盤内の土砂が侵食・運搬されることで生じ、パイピングの拡大によって堤体あるいは基礎地盤が陥没し、堤防決壊に至る可能性もある。そのため、のり尻付近に漏水、噴砂がないかを特に注意して監視する必要がある。

また、のり尻から離れた場所に噴砂を生じることがあるが、噴砂の量が多い場合や、付近に複数の噴砂孔を生じている場合は危険な場合もあるので留意する。

堤脚保護工の変形はないか。

【留意点】

堤体の変形や沈下等に伴い、堤脚保護工の変形が生じることがある。変状やズレが大きいようであれば裏法すべりが懸念される。

ドレーン工やその近傍からの噴砂が生じていないか。

【留意点】

ドレーン工からの排水（例えば、堤脚水路への排水等）に土砂が含まれる場合には、堤体材料が流出している可能性があるため、ドレーン工近傍の堤体の変状、特に噴砂を確認する。

(5) 堤脚水路

堤脚水路の継目やその近傍からの噴砂が生じていないか。

【留意点】

堤脚水路の継目やその近傍から噴砂が生じている場合は、透水層を堤脚水路が遮断しており、堤体内の浸潤線が高く保たれている可能性がある。したがって、堤脚水路と法尻の間に基礎地盤漏水や噴砂等がないか、注意深く確認することとする。

(6) 樋門等構造物周辺

裏のり尻や堤体と構造物との隙間から漏水が生じていないか。

【留意点】

構造物周辺では、材料が異なる構造境界面を通して漏水が発生することが考えられ、その進行は通常の堤防断面で生じるパイピング破壊よりも速いと想定されることから、濁りのない漏水を含めて注意深く確認することとする。

特別警報・警報・注意報の基準

1. 水防活動用警報・注意報

仙台管区気象台又は気象庁が発表する水防活動の利用に適合する（以下「水防活動用」という。）警報・注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動用警報又は注意報と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類及びそれらの発表基準は次のとおりである。

水防活動用 警報・注意報	一般の利用に適合する 特別警報・警報・注意報	概要
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき(なお、「大津波警報」の名称で発表する)
	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき

(注1)一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

(注2)大きな地震等が発生し、通常よりも災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨等の警報及び注意報の基準を暫定的に引き下げて運用することがある。

(注3)高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

2. 大雨及び洪水、高潮警報・注意報

(1) 大雨及び洪水、高潮警報注意報基準表

大雨注意報基準

令和元年5月20日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部仙台	仙台市東部	10	80
	塩竈市	8	68
	名取市	8	82
	多賀城市	11	80
	岩沼市	9	88
	富谷市	10	80
	亶理町	11	88
	山元町	7	90
	松島町	6	68
	七ヶ浜町	11	80
	利府町	8	80
	大和町東部	8	81
	大郷町	9	81
西部仙台	仙台市西部	9	80
	大和町西部	10	81
	大衡村	7	81

大雨警報基準

令和元年5月20日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部仙台	仙台市東部	13	101
	塩竈市	14	85
	名取市	18	103
	多賀城市	19	101
	岩沼市	19	111
	富谷市	16	101
	亶理町	19	113
	山元町	16	113
	松島町	16	85
	七ヶ浜町	18	108
	利府町	15	101
	大和町東部	16	102
	大郷町	16	102
西部仙台	仙台市西部	12	101
	大和町西部	15	102
	大衡村	14	102

高潮注意報基準

令和3年6月3日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準 (単位: m)
東部仙台	仙台市東部	0.9
	塩竈市	0.9
	名取市	0.9
	多賀城市	0.9
	岩沼市	0.9
	亶理町	0.9
	山元町	0.9
	松島町	0.9
	七ヶ浜町	0.9
	利府町	0.9

高潮警報基準

令和3年6月3日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準 (単位: m)
東部仙台	仙台市東部	1.6
	塩竈市	1.2
	名取市	1.5
	多賀城市	1.6
	岩沼市	1.6
	亶理町	1.5
	山元町	1.4
	松島町	1.6
	七ヶ浜町	1.3
	利府町	1.6

大雨・高潮特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合

※宮城県内の大雨や洪水、高潮の警報・注意報基準は、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震及び令和3年2月13日23時8分頃の福島県沖を震源とする地震に伴い、一部市町村で暫定的に引き下げて運用されている。

洪水注意報基準

令和3年6月3日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北沢山連河・南沢山連河流域=6.5, 広瀬川流域=27.8, 旧東川流域=4.5, 梅田川流域=10.7	名取川流域=(7, 28.6), 七北田川流域=(5, 19.4), 北沢山連河・南沢山連河流域=(5, 4.8), 広瀬川流域=(9, 25.2), 旧東川流域=(7, 2.8), 梅田川流域=(8, 6.9)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名橋]
	塩竈市			
	名取市	増田川流域=12.1, 貞山連河流域=22.7, 川内沢川流域=10.7, 志賀沢川流域=13.5	増田川流域=(6, 12.1), 貞山連河流域=(5, 13.1), 川内沢川流域=(5, 8.6), 志賀沢川流域=(5, 10.5)	名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=11.8	砂押川流域=(7.9, 8.2)	七北田川[市名橋]
	岩沼市	川内沢川流域=8.7, 五間瀬川流域=13.9, 志賀沢川流域=7	阿武隈川流域=(5, 75.5), 川内沢川流域=(5, 8.7), 五間瀬川流域=(5, 7.3), 志賀沢川流域=(7, 5.6)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=7.6	西川流域=(5, 6.8), 竹井川流域=(8, 8.6)	吉田川[清合・新田橋]
	亶理町	阿武隈川流域=(5, 41.6)	阿武隈川流域=(5, 41.6)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=6, 坂元川流域=9.1, 戸元川流域=4.8	高瀬川流域=(5, 5.2), 坂元川流域=(5, 6), 戸元川流域=(5, 4.5)	
	松島町	田中川流域=16.8, 田中川流域=6.4, 高城川流域=19.3	高瀬川流域=(5, 26.5), 田中川流域=(5, 16.8), 高城川流域=(5, 15.4)	磯瀬川[野田橋・磯島台], 吉田川[船川・磯島台]
	七ヶ浜町			
	利府町	砂押川流域=8.1	砂押川流域=(5, 5.5)	
	大和町東部	身狭川流域=6.8, 西川流域=16.4, 小西川流域=7.4, 曹川流域=12.8	吉田川流域=(5, 26.5), 竹井川流域=(5, 14.1), 身狭川流域=(5, 6.8), 西川流域=(5, 16.4), 小西川流域=(5, 7.4)	吉田川[清合・新田橋]
	大郷町	鉄田川流域=11.8, 味朝川流域=8.5, 滝川流域=8.4	吉田川流域=(5, 23.6), 鐵田川流域=(5, 8), 味朝川流域=(7, 8.5), 滝川流域=(7, 5.8)	吉田川[清合・船川]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=33.6, 広瀬川流域=27.4, 名取川流域=7.2, 大倉川流域=16.5, 高瀬川流域=6	広瀬川流域=(7, 21.9), 名取川流域=(5, 7.2), 大倉川流域=(7, 10.2), 七北田川流域=(7, 16.4), 高瀬川流域=(5, 6)	七北田川[市名橋]
	大和町西部	吉田川流域=16.8, 宮沢川流域=8.4	吉田川流域=(6, 13.3)	吉田川[清合]
	大衡村	曹川流域=11.8	曹川流域=(5, 8)	

** (流域雨量指数・流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

洪水警報基準

令和3年6月3日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**	指定河川洪水予報による基準
東部仙台	仙台市東部	北沢山連河・南沢山連河流域=8.2, 広瀬川流域=34.8, 旧東川流域=5.7, 梅田川流域=13.4	名取川流域=(8, 31.8), 七北田川流域=(12, 22.8), 北沢山連河・南沢山連河流域=(8, 5.4), 広瀬川流域=(10, 28.1), 旧東川流域=(8, 4.6), 梅田川流域=(8, 12.4)	名取川[名取橋], 広瀬川[広瀬橋], 七北田川[市名橋]
	塩竈市			
	名取市	増田川流域=15.2, 貞山連河流域=26.4, 川内沢川流域=13.4, 志賀沢川流域=16.9	増田川流域=(5, 13.8), 貞山連河流域=(5, 25.5), 川内沢川流域=(5, 12), 志賀沢川流域=(5, 15.2)	阿武隈川下流[笠松・岩沼], 名取川[名取橋]
	多賀城市	砂押川流域=14.8		七北田川[市名橋]
	岩沼市	川内沢川流域=10.9, 五間瀬川流域=17.4, 志賀沢川流域=8.8	川内沢川流域=(7, 9.8), 五間瀬川流域=(7, 15.6), 志賀沢川流域=(7, 7.9)	阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	富谷市	西川流域=9.5	竹井川流域=(12, 12.2)	吉田川[清合・新田橋]
	亶理町			阿武隈川下流[笠松・岩沼]
	山元町	高瀬川流域=7.6, 坂元川流域=11.4, 戸元川流域=6.1		
	松島町	田中川流域=21, 田中川流域=8, 高城川流域=24.7		磯瀬川[野田橋・磯島台], 吉田川[船川・磯島台]
	七ヶ浜町			
	利府町	砂押川流域=10.2		七北田川[市名橋]
	大和町東部	身狭川流域=6.5, 西川流域=20.5, 小西川流域=9.3, 曹川流域=16	吉田川流域=(6, 30.2), 西川流域=(5, 18.4)	吉田川[清合・新田橋]
	大郷町	鉄田川流域=14.5, 味朝川流域=10.7, 滝川流域=10.6	吉田川流域=(7, 33.3)	吉田川[清合・船川]
西部仙台	仙台市西部	名取川流域=34.3, 広瀬川流域=24.3, 名取川流域=9, 大倉川流域=20.7, 高瀬川流域=7.6		七北田川[市名橋]
	大和町西部	吉田川流域=20.8, 宮沢川流域=11.8	吉田川流域=(6, 18.7)	吉田川[清合]
	大衡村	曹川流域=14.8		

** (流域雨量指数・流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(2) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- ①大雨警報については、大雨警報の表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、大雨警報の土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報基準のうち、表面雨量指数基準の欄は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数の欄は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示す。
- ②大雨警報・注意報の表面雨量指数は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- ③土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- ④洪水の欄中、「流域雨量指数基準」の「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- ⑤洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑥洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水注意報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを、洪水警報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを1km四方の領域ごとに指数化したもの。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握する指標で、雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を1km四方の領域ごとに指数化したもの。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための資料で、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを1km四方の領域ごとに指数化したもの。

分割した市町村の定義

仙台市東部：青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く）

仙台市西部：青葉区（宮城総合支所管内）、太白区（秋保総合支所管内）、泉区

大和町東部：大和町西部を除く

大和町西部：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田

(大雨警報・洪水警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は、次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。

3. 津波に関する警報、注意報、情報、予報

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、津波が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、津波予報区単位で発表する。

(ア) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度の良い地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。
- ・予想される津波の高さを「巨大」等の言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

(ウ) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新

する場合もある。

- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

(ア) 種類

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報 ^{注1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
	沖合の津波観測に関する情報 ^{注2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。

注1) 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2m未満のときは、津波の高さを数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

注2) 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。なお、最大波の観測値及び沿岸での推定値については、大津波警報を発表している沿岸で推定される津波の高さが3m以下の場合、又は津波警報を発表している沿岸で推定される津波の高さが1m以下の場合、沖合で観測された津波の観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と数値ではなく言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達し

ているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他の情報に含めて発表する。

(参考) 気象庁が発表する特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合は、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）を発表する。なお、津波については、大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

発表者	
国土交通省 気象庁	〇〇河川事務所 仙台管区気象台

→

第1受報者	
機関名	

→

第2受報者	
機関名	

→

第3受報者	
機関名	

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所・仙台管区気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報[洪水]】 〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】 〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量) 多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	xxx. x ↑				
	00日01時00分の予測	xxx. x				
	00日02時00分の予測	xxx. x				
	00日03時00分の予測	xxx. x				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	xxx. x ↑				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)	00日00時00分の状況	xx. x ↑				
	00日01時00分の予測	xx. x				
	00日02時00分の予測	xx. x				
	00日03時00分の予測	xx. x				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)
(参考資料)

(単位: 水位 (m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇市〇〇〇地区、 ××県×市〇〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

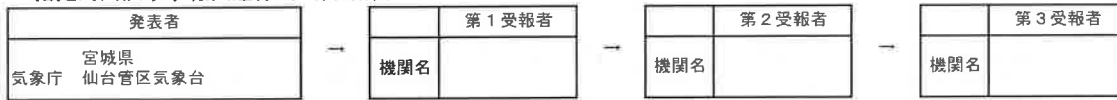
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 仙台管区气象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

指定河川洪水予報伝達様式（宮城県）



正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
宮城県・仙台管区气象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報[洪水]】 〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】 〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（雨量）多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X 1				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	—				
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)
(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇×地区、 △△県□□市〇〇〇〇〇〇×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
宮城県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/tel/

問い合わせ先

水位関係：宮城県土木部河川課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 仙台管区気象台 気象防災部予報課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県）

〇〇〇川 氾濫危険（洪水特別警戒水位）情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に避難勧告等の発令の目安となる氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）に到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

<https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet>

洪水特別警戒水位到達情報伝達様式（宮城県）

〇〇〇川 氾濫危険（洪水特別警戒水位）情報

※氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下回った場合

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇時〇〇分発表

宮城県〇〇〇〇事務所

（第 〇 報）

【主文】

〇〇〇川の〇〇〇水位観測所（〇〇市△△町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫危険水位（〇〇. 〇〇m）を下回り、今後、水位は下降する見込みです。

（参考）

〇〇川 〇〇〇水位観測所（〇〇市〇〇町）

受け持ち区間は 〇〇〇～〇〇〇

氾濫危険水位	〇〇〇m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対応を求める段階
避難判断水位	〇〇〇m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を 求める段階
氾濫注意水位	〇〇〇m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の危険箇所の避難判断水位、
氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先 宮城県〇〇〇事務所〇〇班

電話：000-000-0000 F A X：000-000-0000

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

宮城県土木部総合情報システム

[http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/
miyagi/servlet/Gamen30Servlet](http://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp/miyagi/servlet/Gamen30Servlet)

水防警報（準備）

発令河川 江合川	基準水位観測所 荒雄水位観測所	発表番号 第1号
○年○月○日○時○分		国土交通省北上川下流河川事務所発表

【現 況】

江合川の荒雄水位観測所（大崎市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

○時○分現在 2.59m

【発 表】

水防機関は準備してください。

北上川下流河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
大泉				
米谷				
登米				
柳津				
飯野川上流				
荒雄		○		
下谷地				
涌谷				
短台				
和渕				
大森				
門脇				
三本木橋				
下中ノ目				
野田橋				
鹿島台				
新田橋				
落合				
粕川				
鹿島台				

（参考）

江合川 荒雄水位観測所（大崎市）

（受け持ち区間は 江合川左岸：桜ノ目地区から新江合川分派点、右岸：小泉地区から新江合川分派点）

問い合わせ先

国土交通省 北上川下流河川事務所 防災情報課 電話：0225-94-9854（内線）

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報

河 川 名	種 別	発表番号	発 表 日 時	発表事務所
			月 日 時 分	土木事務所

本 文

1 (待機・準備)

① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、1時間④ cmの割合で上昇中。⑤ では水防準備が必要です。

2 (出 動)

① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mに達し、1時間約④ cmの割合をもって上昇中で大きな洪水になりそうですから⑤ では水防団の出動が必要です。

3 (解 除)

① 時 分現在水位は、② 量水標において③ mとなり、引き続き減水する見込みです。④ における水防警報を解除します。

(発信者) (受信者) (時 分送受信)

参考：水防団待機水位（通報水位） _____ m

氾濫注意水位（警戒水位） _____ m

発令対象： _____ 市・町・村



釜房ダム

【重要情報 異常洪水時防災操作 △時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
釜房ダム管理所
発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する連絡>

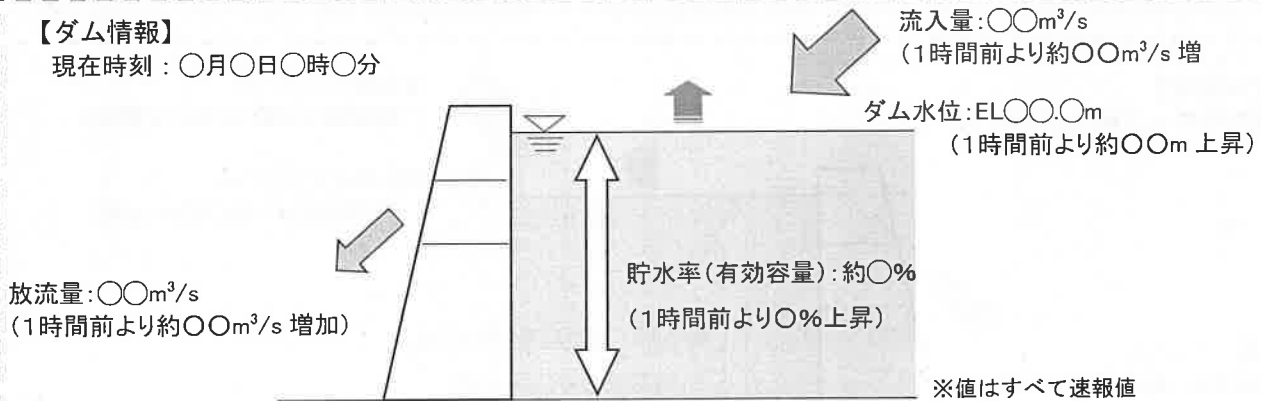
名取川水系基石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。
予測では、今後、計画規模を超える洪水となるおそれがあるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時頃から、下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作に移行する可能性があります。
移行する場合は、おおむね〇時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル3相当

- ・△時間後に、異常洪水時防災操作に移行する可能性あり
- ・高齢者等避難の措置が必要

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム情報のホームページ インターネット:<http://www.river.go.jp> 携帯サイト:<http://l.river.go.jp>

※異常洪水時防災操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

※異常洪水時防災操作に移行する場合における、おおむね〇時間前の事前通知については、予測上可能な場合に限り行います。

※本ダム連絡（通知・情報）の様式は適宜見直しされる場合があります。

至急 釜房ダム

通知（受信確認が必要）

【重要通知 異常洪水時防災操作 ○時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
釜房ダム管理所
発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する通知>

名取川水系碁石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃から下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

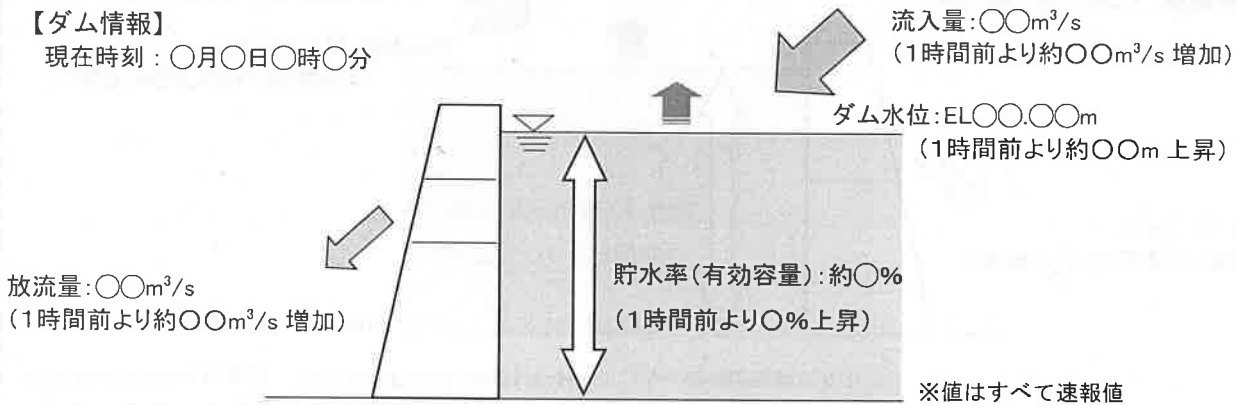
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp> 携帯サイト：<http://i.river.go.jp>

<受信確認> 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

※異常洪水時防災操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

※本ダム連絡（通知・情報）の様式は適宜見直しされる場合があります。

至急

釜房ダム

通知（受信確認が必要）

【重要通知 異常洪水時防災操作 1時間前】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
釜房ダム管理所
発信者：〇〇〇〇

＜ダム操作に関する通知＞

名取川水系基石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています
が、防災操作（洪水調節）に使用できるダムの空容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想されるため、ダムに水を貯められなくなり、〇月〇日〇時〇分頃
から下流に流れる水量が増える異常洪水時防災操作を実施します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

異常洪水時防災操作に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

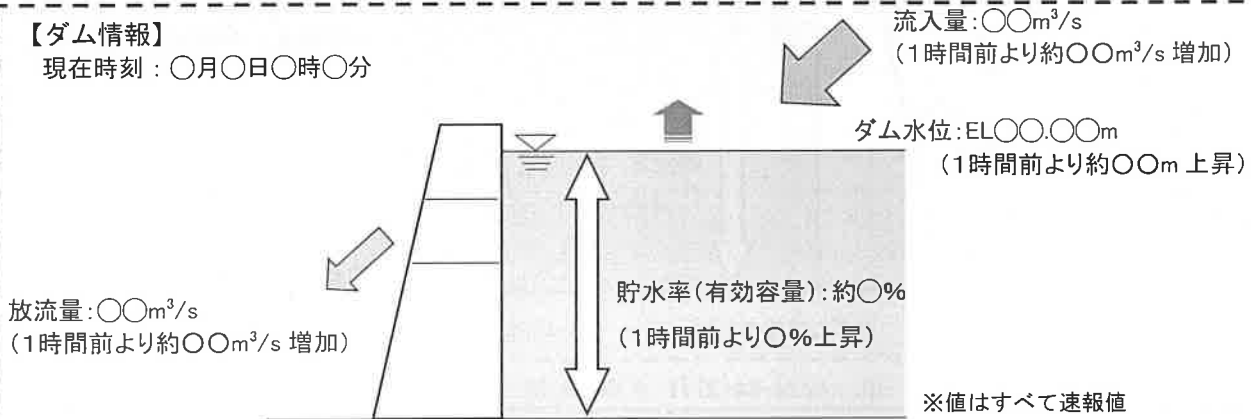
※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分



※ダム情報のホームページ インターネット:<http://www.river.go.jp> 携帯サイト:<http://i.river.go.jp>

＜受信確認＞ 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

※異常洪水時防災操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

※本ダム連絡（通知・情報）の様式は適宜見直しされる場合があります。

至急 釜房ダム

通知（受信確認が必要）

【重要通知 異常洪水時防災操作 開始】

令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
釜房ダム管理所
発信者：〇〇〇〇

<ダム操作に関する通知>

名取川水系基石川釜房ダム（宮城県柴田郡川崎町）では、計画規模を超える洪水のため、〇月〇日〇時〇分に異常洪水時防災操作を開始しました。

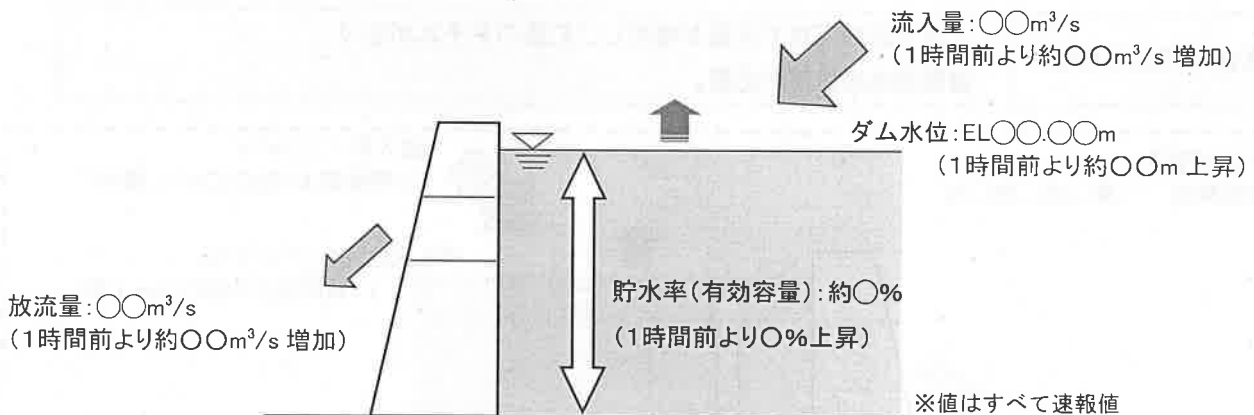
警戒レベル4相当

- ・ダムの下流の河川で更に水量が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：〇月〇日〇時〇分

ダムの空容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム情報のホームページ インターネット：<http://www.river.go.jp> 携帯サイト：<http://i.river.go.jp>

<受信確認> 釜房ダム管理所 TEL：0224-84-2171 FAX：0224-84-4490

発信機関	発信者	発信時刻	受信機関	受信者	受信時刻

※異常洪水時防災操作とは、大きな出水によりダムの洪水調節容量を使い切る可能性が生じた場合、ダム流下量（放流量）を徐々に増加させ、流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

※本ダム連絡（通知・情報）の様式は適宜見直しされる場合があります。

(様式 イ)

副 所 長	河川管理 課 長	名 取 川 出張所長

名取川出張所 日 時 分 → 河川管理課 日 時 分

笹川樋門操作（閉扉）に関する情報

国土交通省仙台河川国道事務所

名取橋水位観測所の水位は、 日 時 分現在、 mに達し、

名取川本川から旧笹川への逆流 } } ことから、

が始まった
のおそれがある

 日 時 分

より、} 笹川樋門のゲート } } したので、

に、} の閉扉操作を開始
を全閉

情報提供します。

なお、笹川樋門の内外水位（量水標）は 日 時 分現在、

内水位（堤内地側） : . m

外水位（堤外地側） : . m となっております。

発信者・送信時刻	受信者・受信確認
仙台河川国道事務所河川管理課 日 時 分 _____ FAX 304-1905	宮城県仙台土木事務所 日 時 分 TEL 297-4155 FAX 297-4155
	仙台市消防局 日 時 分 TEL 234-1111 FAX 234-2364
	同報（危機管理局 FAX 214-8096） （河川課 FAX 268-4312）

※原則、「全閉」に関する情報を共有。

(様式 ロ)

副 所 長	河川管理 課 長	名 取 川 出張所長

名取川出張所 日 時 分 → 河川管理課 日 時 分

策川樋門操作（開扉）に関する情報

国土交通省仙台河川国道事務所

策川樋門のゲートは、日 時 分から全閉していましたが、

内水位が外水位より

<p>高くなった</p> <p>高くなる見込みである</p>	}	ことから、

日 時 分

より、

}	策川樋門のゲート	}	したので、
に、		を全開	

情報提供します。

なお、策川樋門の内外水位（量水標）は日 時 分現在、

内水位（堤内地側） : . m

外水位（堤外地側） : . m となっております。

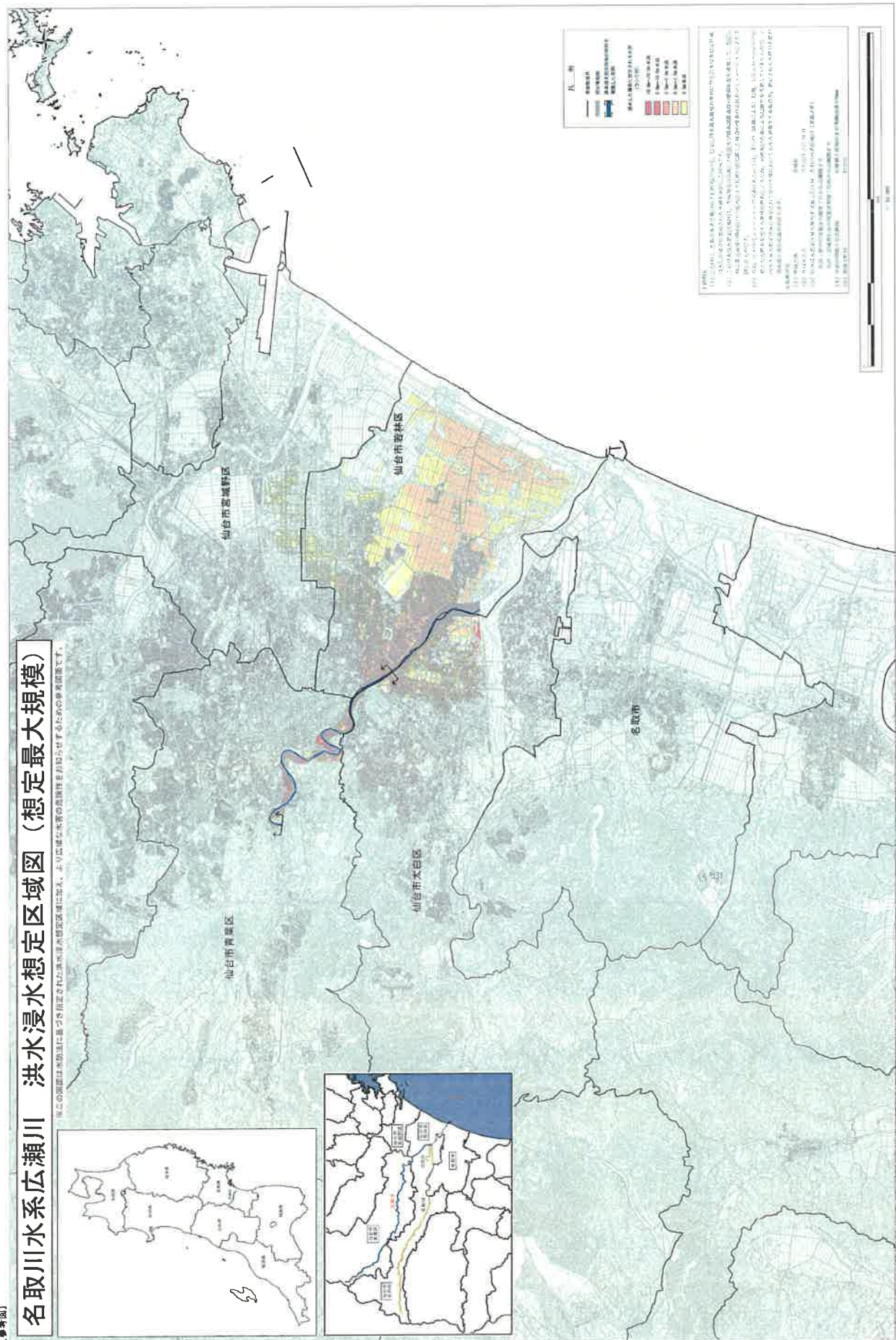
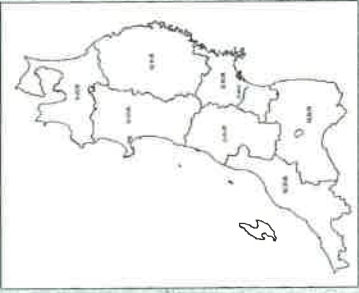
発信者・送信時刻	受信者・受信確認
仙台河川国道事務所河川管理課 日 時 分 _____ FAX 304-1905	宮城県仙台土木事務所 日 時 分 TEL 297-4155 FAX 297-4155
	仙台市消防局 日 時 分 TEL 234-1111 FAX 234-2364 同報（危機管理局FAX 214-8096） （河川課 FAX 268-4312）

※原則、「全開」に関する情報を共有。

【参考図】

名取川水系広瀬川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

此の図面は水防法に基づき指定された洪水浸水想定区域図に基づき、より広範囲に被害の恐れがあると思われる区域を想定したものである。



凡例

河川	河川
河川敷	河川敷
河川敷外縁	河川敷外縁
河川敷内縁	河川敷内縁
河川敷境界線	河川敷境界線
河川敷境界線	河川敷境界線
河川敷境界線	河川敷境界線
河川敷境界線	河川敷境界線
河川敷境界線	河川敷境界線
河川敷境界線	河川敷境界線

1. 本図は、国土交通省河川防災課が作成した「洪水浸水想定区域図」に基づき、より広範囲に被害の恐れがあると思われる区域を想定したものである。

2. 本図は、国土交通省河川防災課が作成した「洪水浸水想定区域図」に基づき、より広範囲に被害の恐れがあると思われる区域を想定したものである。

3. 本図は、国土交通省河川防災課が作成した「洪水浸水想定区域図」に基づき、より広範囲に被害の恐れがあると思われる区域を想定したものである。

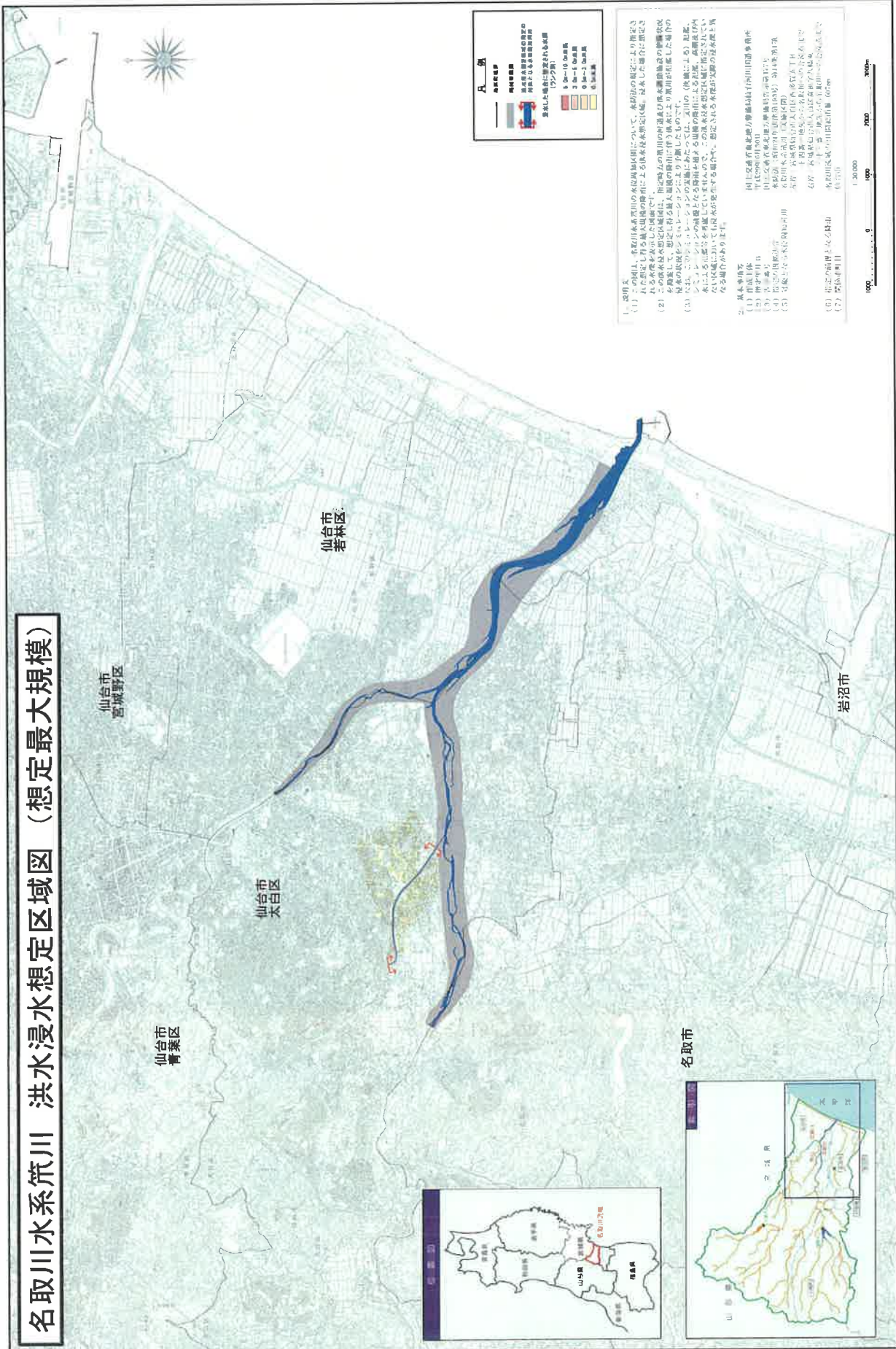
4. 本図は、国土交通省河川防災課が作成した「洪水浸水想定区域図」に基づき、より広範囲に被害の恐れがあると思われる区域を想定したものである。

5. 本図は、国土交通省河川防災課が作成した「洪水浸水想定区域図」に基づき、より広範囲に被害の恐れがあると思われる区域を想定したものである。



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基準地図情報を使用した。（承認番号 平31情認、第00号）

名取川水系策川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



1. 説明書

(1) 本図は、名取川水系策川の水位加高原因について、当初別の想定により所定された想定し得る最大規模の浸水による洪水浸水想定区域図を示したものである。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定避難所が策川の洪水浸水想定区域図に重複する場合は、重複する指定避難所は重複する指定避難所となる。また、指定避難所が策川の洪水浸水想定区域図に重複する場合は、重複する指定避難所は重複する指定避難所となる。

(3) なお、このシミュレーションの前提となる地理情報には、策川の（仮称による）記載、シミュレーションの前提となる地理情報に誤りがある可能性がある。また、策川沿いの内河川については、策川の水位加高による浸水想定区域図に重複する指定避難所は重複する指定避難所となる。

2. 洪水浸水想定区域図

(1) 洪水浸水想定区域図

(2) 指定避難所

(3) 指定避難所

(4) 指定避難所

(5) 指定避難所

(6) 指定避難所

(7) 指定避難所

同じ名取川水系策川の水位加高原因について、当初別の想定により所定された想定し得る最大規模の浸水による洪水浸水想定区域図を示したものである。

同じ名取川水系策川の水位加高原因について、当初別の想定により所定された想定し得る最大規模の浸水による洪水浸水想定区域図を示したものである。

同じ名取川水系策川の水位加高原因について、当初別の想定により所定された想定し得る最大規模の浸水による洪水浸水想定区域図を示したものである。

仙台市内を流れる指定河川

管理者	指定状況	河川名	区域	基準観測所	延長
国	洪水予報河川	名取川	太白区山田字船渡前3番1地先 ~海	名取橋	12,500m
国	洪水予報河川	広瀬川	~名取川合流点	広瀬橋	3,900m
県	水位周知河川	広瀬川	~広瀬橋	広瀬橋	1,350m
国	水位周知河川	笹川	~名取川合流点	杉の下橋	2,500m
県	水位周知河川	旧笹川	~名取川合流点	北目橋	4,600m
県	洪水予報河川	七北田川	~海	市名坂	17,000m
県	水位周知河川	七北田川	~赤生津大橋	小角	12,900m
県	水位周知河川	梅田川	~七北田川合流点	苦竹	5,400m

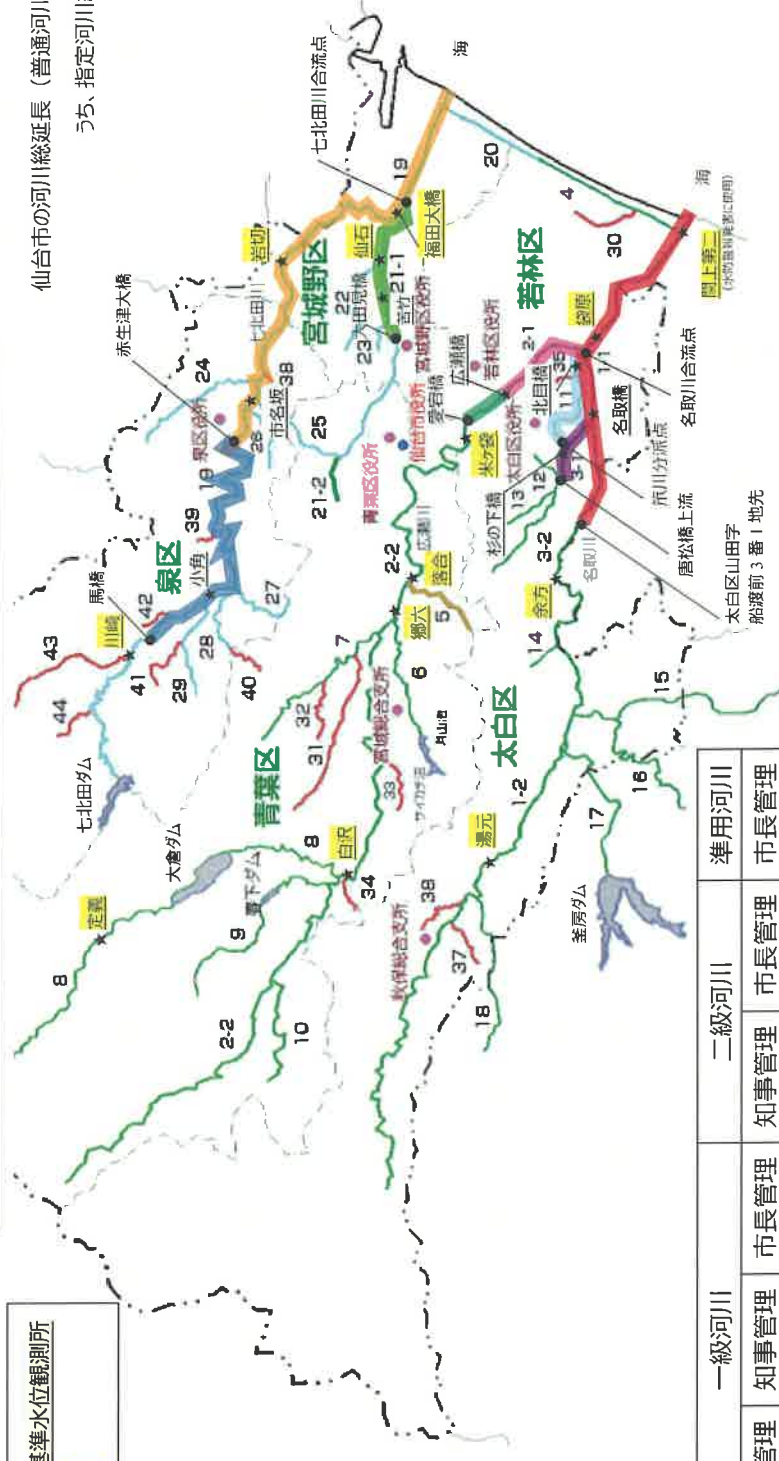
H29.6 指定

H28.5 指定

H28.5 指定

★ 指定河川の基準水位観測所
★ 水位観測所

仙台市の河川総延長（普通河川除く）：291.961m
うち、指定河川総延長：60.150m
(21%弱)



種別	一級河川		二級河川		準用河川	
	大臣管理	知事管理	市長管理	市長管理	市長管理	市長管理
管理者	■	■	■	■	■	■
凡例	■	■	■	■	■	■